

公立大学法人首都大学東京
平成29年度 年度計画

平成29年3月

公立大学法人首都大学東京

目次

平成 29 年度 年度計画の基本的な考え方	3
1 基本方針	3
2 平成 29 年度年度計画の策定方針	3
3 年度計画の期間	4
4 法人の組織	4
I 首都大学東京の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	5
1 教育に関する目標を達成するための措置	5
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	5
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	6
(3) 学生支援に関する取組	7
(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置	9
2 研究に関する目標を達成するための措置	10
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	10
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	11
3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置	13
(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置	13
(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置	15
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	16
II 産業技術大学院大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	20
1 教育に関する目標を達成するための措置	20
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	20
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	21
(3) 学生支援に関する取組	22
(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置	23
2 研究に関する目標を達成するための措置	23
3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置	24
(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置	24
(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置	24
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	25
III 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	26
1 教育に関する目標を達成するための措置	26
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	26
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	27
(3) 学生支援に関する取組	28
(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置	28
2 研究に関する目標を達成するための措置	29
3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置	30
(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置	30
(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置	30
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	31

IV	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	32
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	32
2	教育研究組織の見直し等に関する目標を達成するための措置	34
3	事務の効率化・合理化等に関する目標を達成するための措置	35
V	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	36
1	自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	36
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	37
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	37
VI	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	38
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	38
2	情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	38
VII	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	40
1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	40
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	40
3	法令遵守等に関する目標を達成するための措置	40
VIII	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	43
IX	短期借入金の限度額	43
1	短期借入金の限度額	43
2	想定される理由	43
X	剰余金の使途	43
XI	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	43
1	施設及び設備に関する計画	43
2	積立金の使途	43
	(別紙) 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	44
1	予算	44
2	収支計画	45
3	資金計画	46
	(別表) 法人の組織	47
1	教育研究組織(平成29年4月現在)	47
2	事務組織(平成29年4月現在)	49

平成 29 年度 年度計画の基本的な考え方

1 基本方針

グローバル化の深化、少子高齢化・人口減少の急速な進展により、社会構造が大きく変容する中、大学入試制度改革、専門職業大学の創設など教育機関もまた変革期のただ中にある。各教育研究機関は、こうした変化に時機を逸することなく対応していかなければならない。

わが法人も例外ではなく、教育研究機関に対する社会の要請や期待に応えていくために、教育、研究、社会貢献、グローバル化などあらゆる側面にわたって主体的に改革を進めていくことが不可欠である。

また、都が設立した唯一の公立大学法人として、首都東京を取り巻く環境を鋭敏にとらえ、都との連携をより一層強固なものとしながら、法人の持つ知的・人的な資源を大都市課題の解決に活用することなどを通じて、教育・研究の成果を広く社会に還元・発信し、その存在価値を高めていくことが重要である。

一方、自主的・自律的な運営が求められる公立大学法人として、限られた人的・財政的資源を最大限に活用し、最高の成果を実現していく必要がある。そのため、効果・効率性の観点から真に必要な事業を見極めるなど、徹底した自己改革を断行することで、事業展開の土台となる強靱な組織・財政基盤を構築していくことが不可欠である。

こうした背景を踏まえ、法人のより一層の飛躍に向け、新たな羅針盤となる第三期中期計画期間の初年度にふさわしい第一歩を踏み出すべく、以下の取組を積極果敢に推進していく。

- 教育・研究の充実
豊かな人間性と創造性を兼ね備えた世界で活躍できる人材の確保・育成のため、教育・研究内容の充実や環境整備を推進
- 社会貢献の推進
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた積極的な取組をはじめとした都との連携強化及び教育・研究成果の社会への積極的な還元
- グローバル化への対応の加速
学生の留学支援や留学生の受入れを拡充するとともに、世界の大学等との国際連携を展開するなど国際化を加速
- 組織運営基盤の強化
情報セキュリティ対策の徹底、ブランド力向上に向けた広報活動の積極的展開、ダイバーシティの推進、施設設備の計画的な更新・整備

2 平成29年度年度計画の策定方針

平成 29 年度は第三期中期計画の初年度であり、今後の取組を方向付ける重要な一年となることから、過去二期の実績を踏まえつつ今後 6 年間で展望し、第三期における飛躍の礎となる取組を推進する。

このため、平成 29 年度計画においては、第三期中期目標・中期計画に照らし、初年度において重点的に取り組むべきことを明確にしてその具体化を図るとともに、都が策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」や時代の変化に対応した創造性ある取組、更なる質の向上・効率化を推進する取組等に積極的に挑戦する。

また、PDCA サイクルを効果的に機能させ、不断に事業のレベルアップを図っていくため、年度計画の到達目標は数値等により、可能な限り明確化・客観化する。

さらに、計画の実施体制を明確にし、実行性を確保するとともに、第三期中期計画に掲げた個々の事業が、法人全体として一体的に相乗効果をあげられるよう、法人内の各教育・研究組織及び事務組織間の相互連携・協力を深める。

3 年度計画の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

4 法人の組織

別表のとおりとする。

※□内は第三期中期計画

※年度計画文頭の記号について

【新規】 …平成29年度より新規事項として実施する項目

★ …従来の取組を拡充して実施する項目

・ …従来の取組を継続して実施する項目

I 首都大学東京の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

◇ 教育課程の見直し

① 豊かな教養・高度な専門性と社会への対応能力を備えた国際的にも通用する人材を育成するため、引き続き分野横断的な学びを促す教育を実施するとともに、全部局におけるカリキュラムの再構築を平成30年度に行う。

また、授業におけるTA等を年間延べ1,000人以上配置するとともに、アクティブ・ラーニングの導入を推進する。

大学院においては、分野横断型（T字型）プログラムを導入する。

(1-01)

【新規】平成30年度の教育研究組織再編成に向けて策定したカリキュラムポリシー¹を具体化・可視化して共有するために、学士課程においては全学共通科目及び専門教育科目のカリキュラムマップを、大学院課程においてはカリキュラムツリーを併せて策定する。

★平成27・28年度のTA²等配置人数を集計・分析し、配置人数拡大に向けた取組方法を検討する。

【新規】大学院の分野横断型プログラムについては、平成30年度にパイロットプログラムを導入するために、履修及び修了等に関する手続方法の決定、関係諸規定の整備、広報資料の作成等に取り組む。

★学生の能動的学修の促進や多様な学修機会の提供に資する取組をより効果的に実施できるよう、首都大学東京教育改革推進事業の支援内容を見直し、TAの活用、大学院の分野横断型プログラムの導入等を含めアクティブ・ラーニング³の推進に取り組む。

【新規】アクティブ・ラーニングの推進に向けて、教員を対象としたアクティブ・ラーニング導入状況等のアンケートを実施する。

② 外国語教育室（仮称）により「聞く、話す、読む、書く」の4技能を育成する英語教育プログラムを開発するとともに、全学共通科目及び専門科目（専門科目においては卒業要件ごと）において英語による授業を設置するなど、日本人学生の留学を促進する教育環境を充実させる。

また、1年次の外部英語試験受験率96%以上を維持し、学生の語学レベルを把握し、英語教育の改善に活用する。

(1-02)

★英語による授業数増加に向け検討を開始し、その検討結果を取りまとめ、次年度以降の取組へつなげる。(1-44再掲)

・英語教育の改善に資するため、TOEIC受験率96%を維持し、学生の語学レベル把握に努める。(1-44再掲)

◇ 多様な学修機会の確保

③ 社会ニーズ・学生ニーズに対応した教育を提供するため、企業や都等との連携を生かしたインターンシップ等を実施するなど、多様な学修機会の確保に努める。

¹ 「カリキュラムポリシー」とは、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。なお、「カリキュラムマップ」とは、このポリシーに基づく教育内容等を視覚的により具体化したものを示し、「カリキュラムツリー」とは、このポリシーで示す教育内容等を履修年次などの点から順序立てて可視化したものこと。

² Teaching Assistant の略。大学教育の充実のため、首都大学東京大学院に在学する優秀な学生に対し、学部学生等の教育に係る補助業務を行わせ、これに対する手当支給により経済的支援を行うとともに、教育訓練の機会提供を図る制度

³ 「アクティブ・ラーニング」とは、教員による一方向的な講義形式とは異なり、学修者の能動的な学修を促し、認知的、倫理的、社会的能力等の育成を図る教授・学習法

(1-03)

- ★事前学習等の改善、新規実習先の開拓等実習先の充実、実習内容の充実、情報発信の強化を図り、「現場体験型インターンシップ」⁴履修申請者の増加につなげる。
- ・日本経済団体連合会から提供を受けているインターンシップについて、提供先各社へ希望学生を派遣する。また、平成30年度実施のインターンシップから、制度の在り方を見直し、新たなインターンシップ制度を構築する。

- ④ 産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校と連携し、海外交流プログラムを実施する等様々な分野での相互交流を図る。
- また、更なる連携を促進するために、法人や法人内の教育研究機関と協力し、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について検討を進める。

(1-04)

- ★新たなグローバル・コミュニケーション・プログラム⁵に参加し、プログラムの目的を達成する。
- 【新規】2大学1高専の新たな連携の在り方について検討を進める。

◇ 厳格な卒業認定・成績評価

- ⑤ 共通の成績評価基準を平成29年度に導入するとともに、学修のパフォーマンス評価（ルーブリック等）を導入するなど、厳正な成績評価を実施することにより、社会に対する学生の質保証を促進する。

(1-05)

- 【新規】全学共通科目、専門教育科目ともに成績評価基準を導入し、基準に基づいた成績評価を開始することで、成績評価に関する公平性・客観性を確保する。
- 【新規】平成30年度の教育研究組織再編成後の新組織に対応した、専門教育科目における成績評価基準を策定する。
- 【新規】ルーブリック評価⁶導入による効果について情報を収集し、どのような授業に適するのか検討を開始する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 教育改革を推進する取組の強化

- ① 全学的な教育改革を一層推進するため、平成28年度に受審した機関別認証評価の結果等を踏まえ、教学IRに基づく教育成果の把握・検証を通じて、更なる改善につながる教学マネジメントサイクルを展開する。

(1-06)

- 【新規】全学的な教育改革の一層の推進に向けて、教学IR⁷に基づく教育成果の把握・検証の仕組みについて検討し、データの分析を行うとともに、卒業時の学修成果に関するアンケートを全学的に実施する。

⁴ 「現場体験型インターンシップ」とは、主に1・2年次を履修対象として開講しているキャリア教育科目。東京都庁及びその関係団体、都内の区や市、企業などバラエティに富んだ実習（派遣）先が用意されている。

⁵ 「グローバル・コミュニケーション・プログラム」とは、首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の学生がチームを組み、国内外のフィールドワーク等を通じて、課題解決力やコミュニケーション能力を養う海外体験プログラム。

⁶ 「ルーブリック評価」とは、学生が何を学習するのかを示す評価規準と、学習到達度を示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示す評価指標。

⁷ Institutional Research の略。大学の計画策定、意思決定等を支援するための情報を提供する目的で、教育・学修に関するデータを対象として調査・分析を行うこと。

◇ 学修支援環境の整備

- ② アクティブ・ラーニングスペースや大学院生の研究スペースの充実、ICTを活用した学習環境の構築など、学生一人ひとりが快適で充実した学生生活を送ることができるキャンパス学修環境を整備・拡充する。

(1-07)

- ★教育研究環境を整備するため、教育研究用情報システム等の更新を進める。
- ★アクティブ・ラーニングをはじめとした先進的で多様な教育支援や次期eラーニングシステム開発等の環境整備へ向け、他大学、市場動向及び技術動向を調査し、学内の要望等も踏まえ、検討を行う。
- ★ラーニング・コモンズ⁸において更なる利便性向上のための改善検討や取組を実施する。

◇ 教育の質の改善

- ③ FD活動への積極的な参加を促す仕組みの構築、大学院におけるFDの充実など、FD活動の更なる活性化により教育改革の全学的推進及び教育の質の更なる向上を図る。

(1-08)

- ★FD⁹活動の更なる活性化を図るために、セミナー等の開催数及び参加教員数の拡大に向け、関係委員会等において対応策の検討を開始する。
- ★授業改善の実践例や学修成果の評価方法等を学内外に紹介して事例を共有し、教育改革の推進及び教育の質の更なる向上を図る。

- ④ 教育改善につながる制度として、四半期制度を導入できる体制を平成29年度以降順次整備するとともに、科目ナンバリングを平成30年度以降順次導入する。

(1-09)

- 【新規】教育改善につながる制度の1つである四半期授業を一部の授業科目で試行実施する。(1-41 再掲)
- 【新規】教育改善につながる制度の1つである科目ナンバリングについて、全学導入の方針を策定する。(1-41 再掲)

(3) 学生支援に関する取組

◇ 支援体制の充実等

- ① ボランティアに関する情報提供や相談支援を充実することにより、ボランティアに対する学生の意識醸成を図るとともに、近隣の地域や大学、自治体等と連携して課外活動としてのボランティア活動を支援する。
- また、独自のボランティアプログラムを展開するなど、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティアリーダーの育成に資する活動を実施する。

(1-10)

- ★独自のボランティアプログラムをそれぞれ拡充させ、様々なボランティアの場面においてリーダーとして求められる知識・技術を持つ学生を育成するプログラムを開設し、実施する。
- 【新規】多摩地域における地域課題を分析し、平成30年度から新たに開始するボランティアプログラムを企画する。

⁸ 「ラーニング・コモンズ」とは、複数の学生が集まって、電子情報、印刷物や図書館職員によるサービス等の様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。

⁹ Faculty Development の略。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称

【新規】 ボランティアプログラム参加者・修了者と、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）で求められるボランティア人材のマッチングが容易に行える環境を整える。（1-32 再掲）

- ★ボランティアに対する学内意識を醸成するとともに相談学生のニーズへ応えていくため、独自のホームページ設立による情報発信や、学外ボランティア団体からの情報収集を積極的に実施する。
- ★ボランティアに関する様々なイベント等を企画、実施し、学生がより相談しやすい環境整備を進める。
- ★東京都立産業技術高等専門学校とボランティア募集情報を共有するとともに、学生同士が共同して行えるボランティア活動を企画・実施する。
- ★ボランティア活動を行っていると思われる団体に対して、積極的に学内団体登録を促す。

② 課外活動における指導者や顧問の位置付けを明確化するとともに、教員が顧問に就任しやすい環境を整備するなど、課外活動への十分な支援を図る。

(1-11)

【新規】 新たに設立した提案公募による課外活動への支援制度の運用を開始し、課外活動への十分な支援を行う。

- ★各学生団体への顧問就任者を増やすための課題を把握する。

③ 健康支援センターの組織体制の見直しや、医務室と学生相談室との連携の一層の強化により、健康支援を充実させる。健康診断受診率については、90%を達成する。

(1-12)

【新規】 より機能的・効果的な健康支援センターの体制構築に向けた具体案を検討する。

- ★医務室と相談室が連携・協力しながら、学生の心身両面からの総合的な健康支援を行う。

④ 授業料の減免や奨学金の貸与・給付など、様々な経済的支援を充実させる。

(1-13)

- ・授業料減免制度の周知方法の拡充を検討する。

◇ 障がいのある学生等に対する支援

⑤ 性別や文化的相違、障がいの有無等に対し、構成員へのきめ細かな支援体制を整備し、関連部署が連携してダイバーシティを推進する。

(1-14)

- ・障害者差別解消法の施行を受け策定した対応要領を踏まえ、障がい者の多様なニーズに着実に対応する体制を整えるとともに、教職員及び障がい者支援スタッフの理解促進やスキル向上を図る。
- ・国籍・文化・宗教の相違等、多様性を踏まえた構成員に対する支援策を検討、実施する。
- ・学内構成員に向けた講演会を実施し、セクシュアルマイノリティへの理解啓発を促進する。

◇ キャリア形成支援

⑥ 学生の適切な進路選択につながるよう、OB・OG ネットワークの活用など多角的なアプローチにより、キャリア形成支援の強化を図る。

(1-15)

- ★卒業生を中心にOB・OG ネットワークへの登録数を増加させるとともに、既卒者で未登録の者にも参加を呼びかけるなど、ネットワークの拡大を図る。また、既存のOB・OG 参加行事について、参加学生の満足度を高め、より適切な進路選択を行えるよう、見直しや改善等を実施する。
- ★就職ガイダンスや実践講座の実施など既存のキャリア支援行事について、見直しや改善等を実施する。
- ★大学院生や外国人留学生への支援強化に向けて、既存のキャリア支援行事やキャリア・就職相談体制

について、見直しや改善等を実施する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

◇ 入試改革の推進

- ① 平成 29 年度にアドミッション・センターを設置し、教学 IR に基づく入学者選抜方法の検証・改善を行い、外部英語試験の活用も含め、平成 32 年度以降に実施予定の大学入学者選抜改革に対応する。
また、国際バカロレア資格等を活用した入試を拡大するとともに、AO 入試等の多様な選抜による募集人員を全体の 30%に拡充するなど、志の高い多様な学生を選考するための入試制度を充実させる。

(1-16)

【新規】平成 32 年度に予定されている大学入学者選抜改革への円滑な対応に向けて、アドミッション・センターを設置するなどの取組により体制整備を図る。

【新規】教学 IR による入試区分別追跡調査及び入試データの分析を実施し、入試科目の見直しや今後の入試制度の検討に活用する。

★AO 入試¹⁰等の多様な選抜による定員の充足率向上を図るとともに募集人員の拡充を検討する。

・アドミッションポリシー¹¹に合致する意欲ある学生の獲得を拡充するため、平成 29 年度に実施する平成 30 年度入試から、Web による出願を実施する。

◇ 入試広報による発信

- ② 育成する人材像や本学の特色ある教育内容など、大学選択に必要な情報を志願者、保護者及び高校等教員を対象として、効果的に発信する。

(1-17)

★大学説明会について、来場者の人数に合った実施方法、企画内容の検証・改善を継続して行うとともに、平成 30 年度に予定している教育研究組織の再編成も踏まえつつ、内容の充実を図る。

★志願者の獲得に効果の高い地域への進学ガイダンスに参加・計画・実施する。

★平成 30 年度に予定している教育研究組織の再編成に向けて、高校や日本語学校への訪問活動を積極的に行うとともに、高校等教員向け説明会の内容を充実することや志願者の保護者へ向けた情報提供の機会を拡充するなどの取組によって志願者、保護者及び教員等に対して広く情報提供を行う。

◇ 高大連携等の推進

- ③ 都立高校等との連携を強化するとともに、都立高校生向けの AO 入試等の多様な選抜を拡充する。

(1-18)

【新規】アドミッション・センターにおいて、高大連携事業の拡充に向けた事務局の体制整備を図る。

★高校生等への情報提供、模擬授業及び出張講義など、高大連携事業を積極的に推進する。

【新規】東京都教育委員会や都立校・有力校等との連携を強化し、意欲ある学生の受入れを促進するため、都立高校生向けの AO 入試等の多様な選抜を検討する。

¹⁰ 「AO 入試」とは、アドミッション・オフィス入試の略。入学希望者の意思で出願できる公募制。学力試験に偏ることなく、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせ、受験生の能力・適性や学習に対する意欲・目的等を総合的に判定する方法。

¹¹ 「アドミッションポリシー」とは、各大学が、当該大学・学部等の教育理念等に基づく教育内容等を踏まえ、入学者を受け入れるための基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果を示すもの。

(表1) 首都大学東京 学部入試状況

(人、倍)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一般選抜	募集人数	1,240	1,240	1,240	1,235	1,248	1,248
	志願者数	8,805	9,217	8,295	8,869	8,223	8,481
	志願倍率	7.10	7.43	6.69	7.18	6.59	6.80
	入学者数	1,402	1,417	1,386	1,385	1,390	1,358
多様な選抜	募集人数	330	330	330	335	322	322
	志願者数	442	442	453	429	452	519
	志願倍率	1.34	1.34	1.37	1.28	1.40	1.61
	入学者数	241	223	233	241	244	255

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

◇ 基礎研究と課題解決型研究の推進

- ① 高いレベルにある基礎研究力の維持・強化を図るため、世界をリードする研究を重点的に推進し、被引用度の高いトップ10%論文の割合を10%以上にし、国際共著論文の割合は33%以上を維持する。
また、卓越した研究を支援するために、学術刊行物・電子ジャーナル・データベース等の学術情報基盤及び先端的研究機器などの研究基盤の整備・充実を図る。

(1-19)

- ★被引用度トップ10%論文¹²割合増加に向けた対策を検討するとともに、学長裁量枠による国際共同研究支援、国際シンポジウムの開催支援や、海外見本市の出展等による国際共同研究の契機となる機会の創出を行う。
- ★選書基準の再構築へ向けて検討を開始するとともに、教員や学生のニーズを踏まえて学術資料、データベース等を整備していく。

- ② 首都東京にある公立の総合大学として、産業振興・エネルギー問題・危機管理・IoTの普及など、大都市の先端的課題の解決に資する分野横断的・学際的な研究プロジェクトを推進・強化する。

(1-20)

- ★学内の有力な研究グループについて、大都市課題解決に資する分野横断的・学際的な大型プロジェクトへの発展の可能性を検討する。

◇ 重点研究分野の設定

- ③ 本学の強み、特色を有する国際的研究拠点の形成を目指す既設の研究センター及びその関連分野に対する戦略的・重点的支援により、研究センターの外部資金獲得額を、平成26～28年度の平均獲得額比で150%以上に増加させる。
また、新たな強みとなる研究分野の一層の育成・支援を行うことで、第三期中期計画期間終了時において、研究センター設置数12拠点を実現する。

(1-21)

- ★研究センターに対する積極的な支援を行い、平成26-28年度平均獲得額対比で外部資金獲得額150%以上を目指すとともに、獲得状況についての分析を行う。
- ★現存する研究センターを継続的に支援するとともに、その他の優れた研究グループが、新たな研究センターとなりうる可能性について検討する。

¹² 「トップ10%論文」とは、論文の被引用回数が各分野、各年で上位10%に入る論文。科学論文に着目した定量的な指標の例として用いられる。

◇ 研究成果の発信

- ④ 質の高い情報コンテンツの実現を図り、多様な情報媒体の活用や多様な機関等との連携を通じて、研究成果の国内外への効果的な発信を推進し、本学のプレゼンスの更なる向上を図る。

また、首都東京にある公立の総合大学として、先鋭的かつ複合的に現れる様々な大都市課題に対して、個々の研究成果を分野横断的に重層化・複合化させながら実効性の高い解決策を提案するなど、都や世界の諸都市にその研究成果を広く還元する。

(1-22)

★本学のプレゼンスの更なる向上を図るため、国内外への効果的な研究広報の在り方を検討する。

★本学における学術研究成果の都民への発信という観点から実施する特別講座を継続して行う。また、講座内容の充実や、受講意欲の高い新規受講生の獲得につなげるため特別講座の一部有料化も検討していく。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 組織的かつ戦略的な研究推進の取組

- ① 全学的かつ戦略的な研究支援事業を強化するために、総合研究推進機構の活動を一層広げ、研究推進体制の更なる充実を図る。

(1-23)

★総合研究推進機構において、組織的かつ戦略的な研究支援事業の強化について検討を行う。

- ② 新たな研究分野創生への挑戦を重点的に支援するために、研究費や研究スペースを戦略的・効果的に配分し、その進捗管理を徹底するなど、組織的・総合的なプロジェクトマネジメントの強化を通じて、分野横断的・学際的な研究プロジェクトを推進・強化する。

(1-24)

★研究センターを含む学内の有力な研究グループを中心に、分野横断的・学際的な大型プロジェクトへの発展の可能性を検討する。(1-31 再掲)

・学内外の研修により URA のプロジェクトマネジメントスキルの向上を図る。

- ③ 研究力強化を図るため、世界トップレベルの外国人研究者を招へいする仕組みを構築する。

(1-25)

・海外の有力な研究者や研究機関との連携強化のため、研究センターの主催するイベント等における、海外の研究者の招へいを積極的に支援する。

◇ 研究支援体制及び環境の整備

- ④ 若手研究者海外派遣支援プログラムの実施を通じて、本学の国際交流・研究活動の将来を担う研究者の国際的な研究ネットワークの構築を推進し、今後のグローバルな研究交流の発展の基礎を築いていく。

(1-26)

・若手研究者海外派遣支援制度を、前年度運用における課題を踏まえて適宜改善を行いつつ実施する。

(1-52 再掲)

- ⑤ 国際的な研究ネットワークの形成による国際共同研究や人材交流を促進することにより、国の国際研究プロジェクト採択数及び外国機関との共同・受託研究契約件数を、第二期中期計画期間の累計件数比で200%以上とする。

(1-27)

- ・ 国外の大学や研究機関との連携強化のため、海外で行われる産学連携関連のカンファレンスや、技術見本市等に積極的に参加し、本学の研究情報の発信と海外の情報収集を行う。(1-53 再掲)

- ⑥ 研究計画調書の作成支援やヒアリング審査支援を行うことなどにより、科学研究費補助金等の競争的資金獲得の強化を図り、科研費新規採択率を30%以上にするとともに、国の大型プロジェクトとして12件以上の採択を獲得する。

(1-28)

- ・ 科学研究費補助金の新規採択率30%を達成するため、教員向けのイベントや情報の提供、申請書作成支援を実施する。
- ・ 大型研究プロジェクト獲得に資するため、国の公募情報の提供や、申請書作成支援等を実施する。

- ⑦ 基本的な研究施設・設備の共用化、維持管理の一元化を図るため、平成30年度に研究機器共用センター（仮称）を設置し、研究施設・設備の戦略的な運用体制を構築する。
また、先端研究環境の整備を図り、国内外に研究機関としての魅力発信を可能とすることで、共同研究の推進につなげていく。

(1-29)

【新規】研究機器共用センター（仮称）設立に向け、設立準備委員会を設置する。

◇ ダイバーシティ

- ⑧ 多様な研究者が安心して研究に取り組めるよう、制度面・施設面における環境整備を図ることにより、研究センターに所属する外国人研究者比率30%以上、全学の女性教員比率20%以上を実現する。

(1-30)

- ・ 研究センターに所属する外国人研究者比率の向上に向けた取組を検討・実施する。
- ・ ハラスメント防止研修の実施等、女性教員が働きやすい職場環境を整備するとともに、公募時に妊娠・出産・育児等の両立支援制度を掲示し、公募における女性教員の応募を推進するなど、有為な女性教員を確保・育成するための取組を行う。(4-04, 4-29 再掲)
- ・ 専門相談や講演会等の開催を継続して実施するとともに、ワーク・ライフ・バランス実現のための研究支援制度については、これまでの取組を検証し、本学の構成員がより利用しやすく、効果的な制度を検討・実施する。
- ・ 学内構成員の子育て支援を目的とした一時保育施設を安定的に管理運営するとともに、利便性の向上を目指し運営形態の改善について検討する。
- ・ 「首都大学東京女性大学院生研究奨励賞」について、効果を検証するとともに、女性研究者への支援事業の在り方をダイバーシティ推進委員会において検討する。

3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

◇ 施策提案

① 都民生活の質的向上を図るため、子供の貧困や火山災害対策等の都政の課題解決に向けて、多角的かつ斬新なアプローチと解決策の提言・提案を行うなど、全学的な都連携推進の取組を強化し、首都東京のシンクタンクとしての役割も果たす。

また、大都市課題解決に資する学際的大型プロジェクトを10件以上創設する。

加えて、都が設置する東京都都市外交人材育成基金（以下「都市外交人材育成基金」という。）を活用し、海外諸都市からの留学生を受け入れて実施する「高度研究」等を推進し、都と海外諸都市に共通する都市課題の解決に向けて、その研究成果を広く還元する。

(1-31)

★都の大都市課題解決に資するため、全学的な都連携推進の取組を強化し、本学の研究シーズや知見を活かした施策を都に提言・提案する。

★研究センターを含む学内の有力な研究グループを中心に、分野横断的・学際的な大型プロジェクトへの発展の可能性を検討する。(1-24 再掲)

・都市外交人材育成基金¹³を活用した高度研究プロジェクトの進捗を適切にモニタリングし、成果発信、技術移転に努める。

② パラリンピック競技や障がい者スポーツの体験を交えた講習会を実施するなど、障がい者スポーツの普及振興を図るとともに、学内外に向けたオリンピック・パラリンピックに関する教育活動を通じて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた機運を醸成する。

また、学際的研究プロジェクトを5件以上創設し、その研究成果を都政や社会に還元することで、大会の成功とレガシーの継承に貢献する。

(1-32)

<スポーツの普及振興>

- ・東京2020大会を契機として障がい者スポーツの理解促進・裾野拡大を図るため、荒川キャンパス体育施設の障がい者団体への貸出、学生の意識啓発、都民向け講習会等を実施する。
- ・競技用車椅子使用による床材料表面の耐傷性への影響など、障がい者スポーツに係る調査・研究を実施する。

<ボランティアの支援拡充>

【新規】ボランティアプログラム参加者・修了者と、東京2020大会で求められるボランティア人材のマッチングが容易に行える環境を整える。(1-10 再掲)

【新規】オリンピック・パラリンピアン等の講演及び首都大のボランティア支援事業の紹介等によるシンポジウムの開催により、学生の東京2020大会等スポーツイベントへのボランティア参加促進を図る。

<教育を通じた大会の機運醸成>

【新規】本学学生が東京2020大会に参加しやすい仕組みについて方向性を定める。

【新規】全学共通科目において「ボランティア論(仮称)」を平成30年度から開講するための諸準備を着実に進める。

- ・理学療法学科だけでなく、健康福祉学部4年生の選択科目として「障害者とスポーツ論」を開講する。
- ・オリンピック・パラリンピックの原点や歴史といった基本的な知識を習得できる都民向けの特別講座を開講する。

¹³ 「都市外交人材育成基金」とは、東京と世界各都市との発展に向け、その相互の交流及び協力を担う人材の育成に資する施策の推進に要する資金に充てるため、都が設置する基金

<学際的研究等>

★2020 未来社会研究プロジェクト¹⁴の成果等を受けて、より実効性のあるプロジェクトを検討・実施する。また、その成果発信のためのシンポジウムを開催する。

◇ 人材育成等を通じた連携の推進

- ③ 都市政策研修、管理職候補者研修等の継続実施等により、都・区市町村等の人材育成に貢献する。
また、新設する都市政策科学科及び大学院都市政策科学域において、大都市課題解決に係る文理融合型教育を実施するなど、公共政策部門で活躍する人材を育成・輩出するために必要な教育プログラムの充実を図る。

(1-33)

- ・都をはじめとする行政機関や自治体の人材育成に貢献するため、都市政策、経営管理等に関する研修を実施する。
 - ・都や区市町村の人材育成に貢献するべく、本学の知見を活かした地域創生に関する研修プログラムを実施する。
- 【新規】平成30年度から新設予定の都市政策科学科及び都市政策科学域における文理融合型教育の実施へ向け、「優秀な都市づくりの“プランニング力”をもつ人材の育成」を行っていくために必要となる諸準備を着実に進行。

- ④ 社会的要請を踏まえた高度専門人材の育成を通じて、都の施策との連携を推進するため、グローバルな金融市場で活躍できる「高度金融専門人材」を育成・輩出する。

(1-34)

- ・東京国際金融センターで活躍できる高度金融専門人材を養成するためのプログラムを提供するとともに、高度な金融実務の実践的課題を解決するための金融工学における最先端研究を実施する。

- ⑤ 新たな国際共同研究・産学連携等を促進するため、都市外交人材育成基金による留学生をはじめとした修了生とのネットワーク構築を推進する。

(1-35)

- ・都市外交人材育成基金（及びアジア人材育成基金）の在学学生・修了生が一堂に会する機会を設け、留学生と本学及び都とのつながりを強化する。（1-55 再掲）
- ・高度研究の修了生又はその所属する大学等研究機関と行う国際共同研究を支援することで、高度研究の修了生との研究ネットワークを強化する。（1-55 再掲）
- ・帰国留学生短期研究支援制度を、前年度運用における課題を踏まえて適宜改善を行いつつ実施する。（1-55 再掲）

◇ 試験研究機関等との連携

- ⑥ 都の各局及び東京都立産業技術研究センター、東京都医学総合研究所、東京都健康長寿医療センター等との連携・協働を強化し、共同研究プロジェクト等を推進するとともに、共同研究成果発表会、研究シーズの開示など、相互交流を推進する。

(1-36)

- ・都の関連研究機関との相互交流を推進し、共同研究プロジェクト等を検討する。

¹⁴ 「2020 未来社会研究プロジェクト」とは、2020年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、東京都への提案及び連携推進を図るために設置した研究プロジェクトのこと。

(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

◇ 産学公の連携推進

① 共同研究・受託研究による外部資金について、第三期中期計画期間内に、第二期中期計画期間の平均金額比で120%以上の獲得を実現する。

また、技術移転活動の強化等による研究成果の還元の多様化を図り、大学発ベンチャー支援を促進することで、大学発ベンチャーを累計で10社設置する。

(1-37)

・URA室と産学公連携センター等とが協業で外部資金獲得促進の為の施策を策定・実施・評価する。

★技術移転戦略に基づき、個別案件の技術移転施策を検討し、その実行計画を策定する。(4-20再掲)

・研究者及びその研究シーズに対する、URAや知財マネージャーの技術移転活動を通じ、大学発ベンチャーの創生を支援する。

② 大学の研究成果を企業等と連携したイノベーション創出につなげるため、国内外の大学及び研究機関、企業等との連携を強化し、研究成果の社会実装に向けた産学連携を推進する。

(1-38)

・都を含む他の大学・研究機関との相互交流を推進し、共同研究プロジェクト等を検討する。

・他大学・研究機関との連携を強化し、共同での研究資金公募申請を検討する。

◇ 地域との連携

③ 福祉、防災、まちづくり、コミュニティビジネスなど地域課題解決に向けて、都内外の自治体のほか、地域におけるインターフェースの役割を果たす金融機関・NPO等、様々な担い手との連携を強化する。

(1-39)

・地域課題解決に向けて、金融機関、民間企業、区市町村等との連携を強化し、地域支援に関するプロジェクトの組成を検討する。

◇ 生涯学習

④ 都民や企業等のニーズを踏まえたオープンユニバーシティ講座の更なる充実を図るとともに、インターネット上で講義内容等を無償公開するオープンコースウェアの充実により、本学の学術成果等を都民に還元し、社会人向けのリカレント教育などに資する学修環境を整備する。

(1-40)

★OCW¹⁵本格展開後の稼働推移を踏まえ、運営体制及び設備更新の方向性を検討する。

・イベント開催等による学内周知によりコンテンツの充実を図り、大学説明会やWeb、ポスター等の媒体による学外周知を積極的に実施し、認知度を更に高める。

★特別区協議会との連携強化を図り、連携講座の改善及び新規講座の創設を検討していく。また、東京都後援の金融講座を継続するとともに、東京都公文書館等公共セクターとの連携講座の拡充も進めていく。

【新規】オープンユニバーシティ¹⁶講座の更なる充実へとつなげるため、オープンユニバーシティ事務室の企画による講座の実施を可能とするとともに、既存の講座体系の見直し等を進める。

【新規】事務室機能の効率化を図るため、平成28年度に飯田橋キャンパスへ移管した受付業務及びその付帯業務の定着化を推進し、一元化に向け検討を開始する。

・オープンユニバーシティと学術情報基盤センターとが連携し、一部のオープンユニバーシティ講座のOCWでの公開を検討する。

¹⁵ Open Course Ware の略。大学等で正規に提供された講義とその関連情報のインターネット上での無償公開活動のこと。

¹⁶ 「オープンユニバーシティ」とは、生涯学習の拠点として、各種講座の提供等を実施する組織。

(表2) 首都大学東京オープンユニバーシティ開講数及び受講者数推移

(単位：人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
開講講座数	271	286	258	272	254	253
受講者数	3,359	3,633	3,382	3,569	3,471	3,672

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

◇ 教育の国際通用性

(1-41)

- ① 教育改善につながる制度として、四半期制度を導入できる体制を平成29年度以降順次整備するとともに、科目ナンバリングを平成30年度以降順次導入する。(再掲)

【新規】教育改善につながる制度の1つである四半期授業を一部の授業科目で試行実施する。(1-09 再掲)

【新規】教育改善につながる制度の1つである科目ナンバリングについて、全学導入の方針を策定する。(1-09 再掲)

- ② 国際バカロレア資格等を活用した入試を拡大していく。(再掲)

(1-42)

(平成29年度計画なし)

◇ 学生の海外派遣の拡充

- ③ 留学が必須のカリキュラムである国際副専攻コースを着実に実施するほか、留学ガイダンスや留学英語講座等各種の留学促進策を推進し、1,350人程度の海外留学を達成する。

(1-43)

★開設3年目となる国際副専攻コースを着実に運用するとともに、同コース及びグローバル人材育成入試に係る広報活動を積極的に展開する。

- ・交換留学・海外短期研修等に係る奨学金プログラムを着実に運用し、中長期及び短期を合わせ、217名の学生を海外に派遣する。
- ・留学ガイダンス等の留学促進策を、平成28年度の改善に基づき着実に実施し、各事業の内容の充実を図ることにより、学生の留学意欲の向上を目指す。

(表3) 首都大学東京 派遣留学生数推移

(人)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中長期(3ヶ月超～1年)	5	7	4	22	48	56
短期(2週間以上～3ヶ月以内)	11	37	58	116	121	144
合計	16	44	62	138	169	200

- ④ 外国語教育室(仮称)により「聞く、話す、読む、書く」の4技能を育成する英語教育プログラムを開発するとともに、全学共通科目及び専門科目(専門科目においては卒業要件ごと)において英語による授業を設置するなど、日本人学生の留学を促進する教育環境を充実させる。

また、1年次の外部英語試験受験率96%以上を維持し、学生の語学レベルを把握し、英語教育の改善に活用する。(再掲)

(1-44)

- ★英語による授業数増加に向け検討を開始し、その検討結果を取りまとめ、次年度以降の取組へつなげる。(1-02 再掲)
- ・英語教育の改善に資するため、TOEIC 受験率 96%を維持し、学生の語学レベル把握に努める。(1-02 再掲)

⑤ 海外企業や研究機関等のインターンシップ先を積極的に開拓し、インターンシッププログラムの充実を図る。

(1-45)

- ・海外企業インターンシップの新たな受入れ先企業の開拓を進める。
- ★グローバルに活躍できる理系人材の育成に向け、「海外インターンシップ体験」を実施するとともに、これまでの成果及びプログラム内容を検証の上、インターンシップ先の見直しなど平成 30 年度に実施予定の新インターンシッププログラムを企画する。

◇ 外国人留学生の受入れ

⑥ 国費留学生の積極的受入れ、短期受入プログラムの充実などを行い、在籍留学生数を本学学生の約 1 割である 900 人程度に拡大する。

(1-46)

- ★平成 34 年度までに受入留学生数を 900 人程度まで拡大させるため、国内外でのプロモーション活動を充実させる。
- ★日本語・日本事情短期集中コースによる海外大学学生の短期受入れを拡充する。
- ★海外大学等の学生が、短期（数週間～数ヶ月程度）での研究指導等を希望するケースについて、受入れの円滑化を図る。

(表4) 首都大学東京 外国人留学生数

(人)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
学部	32	42	43	50	52	51
博士前期課程	99	122	134	125	126	150
博士後期課程	99	126	128	163	168	152
研究生	52	57	64	49	59	65
科目等履修生	—	—	—	2	2	4
交換留学生	4	8	14	25	28	54
合計	286	355	383	414	435	476

(各年度5月1日現在)

⑦ 都市外交人材育成基金により優秀な大学院留学生を継続的に受け入れ、第三期中期計画期間中計 240 人の留学生受入れを目指す。

(1-47)

- ・都市外交人材育成基金を活用し、大学院へ優秀な外国人学生を受け入れる。

⑧ アジアの高度先端医療者育成事業として、都市外交人材育成基金により留学生を受け入れるとともに、技術支援を実施し、アジア各国の医療水準の向上に寄与する。

(1-48)

- 【新規】アジア各国における医療水準の向上へ人材育成の観点から貢献するため、公募による入学者選

抜を行った上で、人間健康科学研究科博士前期課程へ6名の留学生を受け入れる。

【新規】人間健康科学研究科の教員がアジア各国の大学や医療機関等に出張し、現地の教育者、医療者及び学生等に対して講演会や講習会等の技術支援を実施する。

⑨ 宿舎・住居の提供、留学生の出願や入学に係る手続の円滑化など、留学生の受入環境の整備を促進する。

(1-49)

・留学生等宿舎の確保・提供を推進する。

★外国人が海外から出願し、入学するケースについて、想定される様々な支障の解決策を検討する。

⑩ 日本語教育、日本文化・日本事情及び東京の魅力を学ぶ企画、日本語能力の不十分な留学生が日本語での学位を取得するための支援カリキュラムなど、日本と連携して活躍できる人材を輩出するための留学生用教育プログラムを充実させる。

(1-50)

・留学生が日本に馴染み、日本文化等を学ぶ機会として、異文化理解講座・留学生セミナー等を実施する。

★留学生の増加・多様化を踏まえ、基礎日本語授業の授業内容改善や、渡日前日本語教育の実施について検討を行う。

◇ 海外の大学等との連携

⑪ 教育における世界の大学等との国際連携の取組を強化し、互恵的関係を構築できる大学と国際交流協定を拡大するとともに、交流重点校の指定等により交流の深化を図る。

(1-51)

・教育・研究面で真に互恵的関係を構築できる大学との国際交流協定の締結を進める。

・東京農工大学、茨城大学とのコンソーシアムの下実施している AIMS プログラム¹⁷において、海外の AIMS 加盟大学との学生交換を伴う留学プログラムを実施するとともに、平成30年度以降における参加分野の拡大へ向け検討を進める。

【新規】活発な教育交流・研究交流が見込める大学等を、交流重点大学として指定する。

⑫ 若手研究者の海外研究機関への派遣プログラム等大学の将来を担う若手研究者を育成するための取組を実施する。

(1-52)

・卓越研究員事業¹⁸を適宜活用するとともに、特別研究期間制度¹⁹、テニュアトラック制度²⁰及び特別栄誉教授等制度²¹の適切な運用及び必要な制度改正等を行い、有為な若手教員の確保・育成を進める。

(4-04 再掲)

・若手研究者海外派遣支援制度を、前年度運用における課題を踏まえて適宜改善を行いつつ実施する。

(1-26 再掲)

¹⁷ 「AIMS プログラム」とは、ASEAN International Mobility for Students Programme の略。ASEAN 諸国を中心とした政府主導の国際的な学生交流事業のこと。

¹⁸ 「卓越研究員事業」とは、新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現し、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示することを目的とした文部科学省の事業。

¹⁹ 「特別研究期間制度」とは、教育・研究活動に一定期間従事し、優れた業績をあげている教員について、専門分野に関する教育研究能力の更なる向上のため、日常的な教育及び管理運営の負担を免除し、一定期間継続的に調査研究に専念することを認める制度。

²⁰ 「テニュアトラック制度」とは、公正で透明性の高い選考により任期を付して採用した若手研究者が自立した研究者として経験を積み、雇用契約の期間の定めのない教員としての身分取得にかかる審査を経て准教授へ昇任することができる制度。

²¹ 「特別栄誉教授等制度」とは、首都大学東京において、顕著な業績を有し、教育、研究及び社会貢献の推進において先導的な役割を担う教員に対する特別栄誉教授及び先導研究者の称号の付与等を行う制度。

⑬ 国際的な研究ネットワークの形成による国際共同研究や人材交流を促進することにより、国の国際研究プロジェクト採択数及び外国機関との共同・受託研究契約件数を、第二期中期計画期間の累計件数比で200%以上とする。(再掲)

(1-53)

- ・ 国外の大学、研究機関との連携強化のため、海外で行われる産学連携関連のカンファレンスや、技術見本市等に積極的に参加し、本学の研究情報の発信と海外の情報収集を行う。(1-27 再掲)

⑭ 海外からの研究者・招へい教授の受入環境整備を促進する。

(1-54)

- ・ 外国人研究者を受け入れる際における、ビザ取得に係るサポート等を実施する。
★外国人研究者の受入れについて、必要な手続き等をまとめたマニュアルを作成する。

◇ 都市外交を支えるネットワーク形成

⑮ 新たな国際共同研究・産学連携等を促進するため、都市外交人材育成基金による留学生をはじめとした修了生とのネットワーク構築を推進する。(再掲)

(1-55)

- ・ 都市外交人材育成基金（及びアジア人材育成基金）の在学学生・修了生が一堂に会する機会を設け、留学生と本学及び都とのつながりを強化する。(1-35 再掲)
- ・ 高度研究の修了生又はその所属する大学等研究機関と行う国際共同研究を支援することで、高度研究の修了生との研究ネットワークを強化する。(1-35 再掲)
- ・ 帰国留学生短期研究支援制度を、前年度運用における課題を踏まえて適宜改善を行いつつ実施する。(1-35 再掲)

◇ キャンパスの国際化

⑯ 学内掲示や文書・冊子の多言語化を推進する。

(1-56)

【新規】外国人の利用が見込まれる文書について、英語等への翻訳を推進する。

⑰ 教職員の国際化を進め、外国人教員比率5%以上、TOEIC600点以上の職員比率25%以上等を目指す。

(1-57)

- 【新規】外国人教員が教育・研究に従事しやすい環境づくりについて、調査・検討を進める。
- ・ 留学生や外国人教員等との対応に役立つ実用的な英語を学ぶ研修を実施する。
- ★海外研修プログラムへの派遣者数を拡大し、より多くの職員が、語学力の伸長だけでなく、異文化・多様性理解を深める機会をつくる。(4-08 再掲)
- ・ 自己研修（英語能力向上支援）の利用者拡大を図ることで、職員が自主的に国際化に関する学習に取り組んでいく素地をつくる。(4-08 再掲)
- ★TOEIC スコア 600 点以上を取得している職員の割合を17%以上に高める。(4-08 再掲)

II 産業技術大学院大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

◇ 東京の産業を担う人材育成の推進

- ① 社会のニーズが高い企業における新規事業開発や起業・創業を担う人材を育成するカリキュラムを、平成30年度を目途に開発する。
- また、研究科にカリキュラム委員会を新設し、分野横断的な授業科目の新設や、既存科目の廃止、改編等カリキュラム全体の見直しの検討を開始する。
- さらに、これらのカリキュラム検討に当たっては、産業界のニーズを的確に反映していくために、運営諮問会議からの提言を活用する。

(2-01)

★企業における新規事業開発や起業・創業を担う人材育成のための教育プログラムの開発・設計を行う。

(4-10 再掲)

★カリキュラム委員会を新設し、運営諮問会議²²からの提言を踏まえたカリキュラムの見直しを行う。

◇ 実践的な教育方法の更なる推進

- ② 先駆者として取り組んできたPBL型教育について、これまでのノウハウなどをAIIT PBL Method（仮称）として体系化する。

また、産業界からの意見を本学のPBL型教育に反映するためのPBL検討部会を年4回以上開催するとともに、PBLに対する評価指標を新たに設け、その評価結果を的確に教育に反映する。

さらに、毎年のPBLの成果を報告書として取りまとめ公開する。

(2-02)

・PBL²³検討部会の機能拡大や開催回数の増加、PBL外部レビューアの活用等、PBL型教育に関する検証・改善のためのスキームの見直しを行い、PDCAサイクルの再構築を行う。(2-04 再掲)

【新規】PBL運営部会において、PBLに対する評価指標の検討を行うとともに、PBL成果報告書の内容を確定させる。

【新規】本学の先進的教育手法であるPBL型教育に関するノウハウを取りまとめた「AIIT PBL Method（仮称）」を作成・公開する。(2-13 再掲)

- ③ 教育効果を高めるために、PBL型教育、ケースメソッド、録画授業と対面授業をブレンドした教育手法などによるアクティブ・ラーニングを、8割の授業で導入する。また、教育の質保証と成果の可視化のために交付するディプロマ・サプリメントに記載される能力ダイアグラムを活用する。

(2-03)

★カリキュラム委員会において、教育効果を高めるアクティブ・ラーニングとして、本学がどういった教育手法を実施していくのか整理する。(2-07、2-12 再掲)

・ディプロマ・サプリメント²⁴について、必要に応じ改善を行い、学生に交付することにより、教育の質の保証の可視化を図る。

²² 「運営諮問会議」とは、産業界のニーズを把握し、教育内容に反映させるとともに、産学連携の推進や効果的な教育研究を実践するために、設置している会議。本学教育分野に係る産業界の専門家や経営者等の学外委員を中心メンバーとする。

²³ Project Based Learning の略。実社会で即戦力として活躍できる人材を育成するために有効な教育手法。数名の学生が明確な目標を掲げ、1つのプロジェクトを完成させていくことで、実社会で真に役立つ知識や技術を修得する。

²⁴ 「ディプロマ・サプリメント」とは、学生が取得した単位・資格の内容について示した、欧州地域における統一的な様式による説明書。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 産業界や他大学等との連携による教育実施体制の整備

① 運営諮問会議からの意見聴取や、PBL 検討部会及び外部レビューの実施などにより、今後育成すべき人材像を見極めながら、本学のPBL型教育をはじめとする教育内容・方法の改善を行う。

また、専門職大学院に対して法令で定められた概ね3割以上の実務家教員を計画的に確保するとともに、社会情勢や産業界のニーズを的確に反映すべく、専攻及び研究科の教育体制の在り方について、検討を行い、必要な改編を行う。

(2-04)

- ・本学の教育体制に産業界のニーズを反映するため、運営諮問会議からの提言を得る。
- ・PBL 検討部会の機能拡大や開催回数の増加、PBL 外部レビューアの活用等、PBL 型教育に関する検証・改善のためのスキームの見直しを行い、PDCA サイクルの再構築を行う。(2-02 再掲)
- ・専攻及び研究科の教育体制の在り方について、検討を行う。

② 第2期 enPiT に参加するなど他大学等との新たな3つ以上の連携事業の実施や、都関係機関等との教育研究についての交流の促進などにより、より一層効果的な教育を行う体制を整備する。

(2-05)

- ・enPiT²⁵を着実に実施するとともに、他大学等との新たな連携事業の実施を検討する。
- ・東京都立産業技術研究センター等の関係機関との交流を促進し、PBL 等教育研究活動に関する連携を強化する。

◇ 首都大学東京及び東京都立産業技術高等専門学校との連携

③ 首都大学東京及び東京都立産業技術高等専門学校と連携し、海外交流プログラムを実施する等様々な分野での相互交流を図る。

また、更なる連携を促進するために、法人や法人内の教育研究機関と協力し、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について検討を進める。

(2-06)

- ・東京都立産業技術高等専門学校出身者の確保に向け、入試及び大学院説明会の開催を周知するとともに、専攻科ガイダンス等で本学のPRを実施する。
- 【新規】2 大学 1 高専の新たな連携の在り方について検討を進める。

◇ 教育の評価・改善

④ 自己点検・評価活動におけるPDCAサイクルによるマネジメントを強化し、教授法や講義内容の改善を推進する。

また、FD フォーラムについては、教員の90%以上の参加を目指すとともに、他大学と連携した開催を検討する。

さらに、新たに、授業の質を向上させるための研究会を新設し、教育の質の改善を図るためのFD活動を推進する。

そうした取組などにより、5段階からなる学生授業評価アンケート結果について、平均4以上の評価を維持する。

(2-07)

²⁵ 文部科学省補助事業である「分野・地域を越えた実践的情報教育協働ネットワーク (Education Network for Practical Information Technologies)」の略。複数の大学と産業界による全国的なネットワークを形成し、課題解決型学習などの実践的な教育を実施・普及する。筑波大学、はこだて未来大学等とともに、ビジネスシステムデザイン分野を担当。

- ★自己点検・評価活動における PDCA サイクルを強化するため、自己点検・評価委員会の体制を見直す。
(4-02、4-21 再掲)
- ★カリキュラム委員会において、教育効果を高めるアクティブ・ラーニングとして、本学がどういった教育手法を実施していくのか整理する。(2-03、2-12 再掲)
- 【新規】授業の質を向上する指標となる学生の授業評価結果の改善を行うために、教員の授業改善を支援する研究会を新設する。
- ★教育の質の向上を図るため、FD フォーラムを開催し、教員の 90%以上の参加を目指すとともに、他大学と連携したフォーラムの開催を検討する。

⑤ 本学の教育の更なる改善を図っていくため、平成 31 年度に大学全体の機関別認証評価、平成 32 年度に情報アーキテクチャ専攻の分野別認証評価、平成 29 年度及び平成 34 年度に創造技術専攻の分野別認証評価を受審し、受審結果に基づいた改善策を、受審年度の翌々年度までに実施する。

(2-08)

- ・平成 27 年度に受審した分野別 (情報アーキテクチャ専攻) 認証評価で指摘された事項について改善の必要性を精査し、必要に応じて改善策を実施する。(4-21 再掲)
- ・分野別 (創造技術専攻) 認証評価を受審し、更なる教育の質向上を目指す。(4-21 再掲)

(3) 学生支援に関する取組

◇ リカレント教育を促進する学修環境の整備

① 講義支援システム及び遠隔授業の着実な実施や、個別指導の徹底による 1 年次生の全員に対する担任教員の指導、TA や認定登録講師を活用した指導の実施など、社会人が学修しやすい環境を整備する。
また、修了後も専門能力の向上を図る場として学修コミュニティを一層充実し、学び直しができる学修環境を整備する。

(2-09)

- ・講義支援システムにおいてブレンディッド・ラーニング²⁶を活用する。また、サテライトキャンパスにおける遠隔授業を引き続き実施することにより、効率的な学修環境を提供する。
- ★1 年次生全員に対し、担任教員による学習指導を実施するとともに、さらに充実した学生指導を行うべく、TA や認定登録講師による指導を試行する。
- ・継続学修の場であるマンスリーフォーラム²⁷を着実に実施して継続的な修学の場を提供するとともに、継続学修を促す制度の本格実施により、学修コミュニティの更なる充実を図る。

◇ キャリア開発支援の充実

② 担任制や、メンター制度をより一層活用するなど、多様な学生の就職やキャリアアップ等に応じた組織的・体系的で、個別指導を軸にしたきめ細かなキャリア開発支援を展開する。

(2-10)

- ・担任制やキャリア開発支援委員会及び学生サポートセンターとの連携を通じて、多様な学生の状況にきめ細かに対応したキャリア開発支援を実施する。特に、留学生を対象としたキャリア開発支援を実施する。
- ★メンター制度を構築し、平成 30 年度以降の実施に向けた準備を行う。

²⁶ 「ブレンディッド・ラーニング」とは、録画授業と対面授業とを混合 (ブレンド) して行う授業形態。録画授業を理解できるまで繰り返し視聴した上で対面授業に臨むことで、グループワーク等の能動的で実践的な学修を集中して行うことができ、学修効果の高まりが期待される。

²⁷ 「マンスリーフォーラム」とは、ICT 分野、ものづくり・デザイン分野の最新のトピックス等をテーマに、学内外の方が自由に参加できる勉強会・交流会

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

◇ 効果的な広報活動による専門職大学院にふさわしい学生の確保

① ロールモデル集の活用等による教育成果の的確な把握に基づいた大学の強みの効果的な発信、ウェブサイト、ソーシャルメディア等の多様な媒体を通じた広報活動の展開、教職員の訪問等による企業等への働きかけの強化などの取組を行う。こうした取組を推進し、年間 250 人を超える参加者を大学院説明会へ集めることなどにより、社会人、学部卒業生等から、高度専門職業人としての資質を有する学生を確保する。

(2-11)

★本学の教育成果を効果的に発信するロールモデル集²⁸を活用し、教職員による企業等へのアプローチやリエゾン²⁹による大学等教育機関へのアプローチを積極的に推進し、高度専門職業人としての資質を有する学生を確保する。(4-23 再掲)

・教職員による企業等へのアプローチやリエゾンによる大学等教育機関へのアプローチを積極的に推進することにより、単位バンク³⁰生の更なる確保に努めるとともに、単位バンク生の正規入学を促進するための取組を推進する。

・Web やソーシャルメディアを積極的に活用し、多様な PR を実施することにより、大学院説明会への参加者 250 名を確保する。

(表 5) 産業技術大学院大学 入試状況

(人)

		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
情報アー キテクチ ャ専攻	入学定員	50	50	50	50	50	50
	志願者数	90	71	62	66	66	58
	志願倍率	1.80	1.42	1.24	1.32	1.32	1.16
	入学者数	58	57	54	56	56	51
創造技術 専攻	入学定員	50	50	50	50	50	50
	志願者数	65	61	61	55	60	43
	志願倍率	1.30	1.22	1.22	1.10	1.20	0.86
	入学者数	53	52	51	49	55	36

2 研究に関する目標を達成するための措置

◇ 教育手法に関する研究の推進とその成果の発信

① 本学で実施する PBL 型教育に関する研究の推進並びに教員の PBL 型教育に係る能力及び技術の向上を目的とする PBL 研究会を、90%の教員参加により開催する。

また、IT 及び創造技術の分野の教育に適したアクティブ・ラーニング等新たな教育手法の導入に向けた研究を推進する。

(2-12)

★PBL 型教育の推進を図るため、90%の教員参加による PBL 研究会を両専攻で実施する。

★カリキュラム委員会において、教育効果を高めるアクティブ・ラーニングとして、本学がどういった教育手法を実施していくのか整理する。(2-03、2-07 再掲)

²⁸ 「ロールモデル集」とは、在学生や修了生等に対する教育による仕事への効果や、学生成長の様子等をパンフレット及び Web ページにまとめたもの。

²⁹ 「リエゾン」とは、本学の魅力をこれまで以上に積極的に学外へ発信するため、母校や所属企業において本学の PR 活動等に協力いただく在学生・修了生。

³⁰ 「単位バンク」とは、履修証明制度において、入学前に修得した単位を蓄積し、正規に入学した際に活用できる制度。入学前 5 年分の蓄積した単位が卒業単位として認定され、単位数に応じ授業料が減免される。

② 高度専門職教育に関する教育研究成果を発信する機能を、オープンインスティテュートに設置するとともに、AIIT PBL Method（仮称）の公開などにより、本学の教育手法の普及を図る。

(2-13)

【新規】高度専門職人材育成の教育に関する研究成果を発信するセンター機能として、高度専門職人材研究センター（仮称）の設置に向けた調査及び検討を行う。

【新規】本学の先進的教育手法である PBL 型教育に関するノウハウを取りまとめた「AIIT PBL Method（仮称）」を作成・公開する。(2-02 再掲)

◇ 開発型研究の推進

③ 専門職大学院としての研究成果の社会への還元を目的として、社会のニーズにダイナミックに応える専攻横断型の研究所を4以上設置・運営するなど、産業振興に資する開発型研究の取組を進める。

(2-14)

- ・社会ニーズに応えるべく、専攻横断型の開発型研究所の在り方の検討を行う。
- ・傾斜的研究費の重点的配分及び活用により、産業振興に資する教育研究を、引き続き推進する。

3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

◇ 都の政策展開に対する積極的な支援

① 都や区市町村等との連携を通じて、中小企業振興などの政策課題に対するシンクタンク機能を発揮し、現実的・実践的なソリューションを提供していく。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに6以上のPBLでオリンピック・パラリンピックに関連するテーマを扱うなど、大会の成功に寄与する取組を実施し、都政に貢献する。

(2-15)

- ・中小企業支援のためのリーフレットを活用し、本学教員の知見を都や区市町村にPRし、政策課題への提言、技術支援及び連携講座を実施する。

★東京2020大会に関連するテーマを扱うPBLを2以上実施するとともに、ビジネスコンテスト（仮称）を実施する。

◇ 自治体職員の人材育成への協力

② 本学の知的資源を生かし、都・区市町村等の職員向けの研修講座や公開講座を年間10講座開講するなど、自治体職員の人材育成に貢献する。

(2-16)

- ・本学の知見を活用し、都・区市町村等の職員向けの研修や公開講座の企画を行う。

(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

◇ 産業振興施策への貢献

① 企業等のニーズを踏まえ、東京商工会議所、地元の金融機関等と連携した中小企業支援、専門セミナー・公開講座の開催、産業界等と連携した研究など、多様な社会貢献活動を通じて、産業振興施策に貢献する。

(2-17)

- ・産業振興に資する専門セミナーや公開講座を開催するとともに、産業界等と連携した研究を引き続き実施する。
- ・東京商工会議所や地元の金融機関等と連携し、中小企業支援のための相談事業や、人材育成等の課題

に対する連携事業等を、引き続き実施する。

◇ 社会人リカレント教育と学修コミュニティの充実

② AIIT 単位バンク制度や履修証明プログラムの実施など、広く社会人を対象としたキャリアアップや学び直しのための学修環境を整備する。

また、マンスリーフォーラムを充実した上で、年間 600 人程度の参加者を集める。

さらに、修了生が主宰する専門分野ごとの研究会の設置や活動を支援する仕組みを構築し推進することにより、本学を核にした学修コミュニティの一層の充実を図る。

(2-18)

・継続学修の場であるマンスリーフォーラムに 600 名の参加者を集め、継続的な修学の場を提供し、学修コミュニティの更なる充実を図る。

【新規】修了生が主催する専門分野ごとの研究会を支援する仕組みを構築する。

・最新の技術動向や産業界等のニーズに対応した内容の履修証明プログラム³¹を実施するとともに、単位バンク制度を引き続き実施し、広く社会人を対象としたキャリアアップや学び直しの場を提供する。

(表6) AIIT マンスリーフォーラムの実績一覧

(人)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度※
InfoTalk	602	651	377	347	273	416
イノベーションデザインフォーラム※	511	692	740	500	349	351
合計	1,113	1,343	1,117	847	622	767

※イノベーションデザインフォーラムについては、H27 年度まではデザインミニ塾として開催

※28 年度は、平成 29 年 2 月末時点の実績

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

◇ グローバル人材を育成する教育の推進

① TOEIC 等のスコアによる英語力、国際的に通用する資格取得、海外機関と連携実施する PBL の受講、グローバル対応科目の履修等個々の学生のキャリア開発に応じ、グローバル人材として獲得すべき能力指標を、産業界の意見も取り入れ作成し、その指標に沿った目標を、学生の 8 割が達成することを目指す。

(2-19)

・グローバルに活躍できる高度専門職人材を育成するため、国際コースやグローバル PBL といった教育プログラムを活用した教育を行う。

【新規】学生がグローバル人材として獲得すべき能力指標について、カリキュラム委員会において検討する。

◇ アジア諸国等の大学との連携

② 本学が構築してきたアジア諸国等の大学とのネットワークを活用して、学生や教員の交流を促進し、国際的な教育活動等を展開するとともに、特色ある教育研究の取組を国内外に広く発信していく。

(2-20)

・アジア諸国の大学ネットワークを活用して、本学の特徴的な教育手法である PBL 等を広く発信するとともに、アジア諸国の大学との連携をさらに深化させていく。

³¹「履修証明プログラム」とは、体系的な知識・技術等の習得を目指した社会人対象の教育プログラム。修了者に各大学等から履修証明書が交付される。

III 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

◇ 新たな職業教育プログラムの実施

① 産業界や社会の人材ニーズを踏まえ、実践的な知識・技術の習得に向けた新たな職業教育プログラムを実施する。

情報セキュリティ技術者育成プログラムについては平成 30 年度に第 1 期生を輩出、平成 34 年度までに 50 人以上の修了者を輩出する。航空技術者育成プログラムについては平成 31 年度に第 1 期生を輩出、平成 34 年度までに 20 人以上の修了者を輩出する。

(3-01)

・産業界や社会の人材ニーズを踏まえた、職業教育プログラムを実施する。(4-11 再掲)

◇ 教育内容の充実

② 平成 29 年度に実験・実習設備を整備し、新教育課程に対応した教育を実施する。

(3-02)

・平成 26 年度から開始した新しい教育課程に対応した学習環境を整備する。

③ 平成 33 年度の JABEE 受審を目指し、JABEE プログラムに対応したカリキュラムを実施する。

(3-03)

★JABEE³²プログラムや企業アンケートを着実に実施する。さらに卒業生アンケートの内容の検討を進めることなどの取組を推進することで JABEE 受審へ向けて必要な準備を行う。(3-26 再掲)

◇ 新たな教育体制・手法の開発

④ コース横断のエンジニアリングデザイン教育やアクティブ・ラーニングの推進により、課題発見・解決型の実践的な教育を展開し、創造的な技術者の育成を図る。

(3-04)

【新規】課題発見・解決型の実践的な教育を実施するため、本科にてエンジニアリングデザイン教育³³を展開するとともに、荒川キャンパスへエンジニアリングデザインルーム（仮称）を設置し、環境整備を図る。

◇ 国際的に活躍できる技術者の育成

⑤ 平成 28 年度までの海外体験プログラムを再構築し、平成 29 年度から新たな海外体験プログラムを実施する。海外体験プログラムの参加者は毎年度 70 人とする。

(3-05)

【新規】国際的に活躍できるエンジニアの育成に向けて、新たに、より実践的な海外体験プログラムを実施する。(3-27 再掲)

⑥ ものづくり産業のグローバル化に対応できる技術者を育成するため、専門科目について、英語による授業の推進を検討する。

³² 日本技術者教育認定機構(Japan Accreditation Board for Engineering Education)の略。高等教育機関で実施されている技術者を育成する教育プログラムを国際的な同等性を持つ認定基準に基づいて認定する。

³³ 「エンジニアリングデザイン教育」とは、工業製品を製作する過程における、アイデアの創出から設計、試作、評価、検討、製品化までといった、課題発見から課題解決までの一連の流れに係る能力を養成すること。

(3-06)

(平成 29 年度計画なし)

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 教育システムの継続的な改善

① 運営協力者会議を活用して外部評価を実施し、産業界のニーズを教育に反映させるとともに、教育内容の改善を図る。

(3-07)

・運営協力者会議³⁴による外部評価を実施し、その評価結果に基づいた取組を進めることで教育内容の改善を図る。

◇ 他の教育機関等との連携

② 都立工業高校からの編入学生受入れのための接続プログラムを着実に実施する。

(3-08)

・都立工業高校からの編入学生受入れのための接続プログラムを着実に実施する。

③ 産業技術大学院大学や首都大学東京等との連携を推進し、実践的な専門教育の充実を図るための社会人向け教育プログラムの開発や海外交流プログラム等を実施する。

また、更なる連携を促進するために、法人や法人内の教育研究機関と協力し、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について検討を進める。

(3-09)

【新規】情報セキュリティに関するリカレント教育³⁵の内容を検討する。(3-22 再掲)

【新規】産業技術大学院大学や首都大学東京と連携し、新たなグローバル・コミュニケーション・プログラムを実施する。

【新規】2 大学 1 高専の新たな連携の在り方について検討を進める。

◇ 教育の質の評価・改善

④ 平成 31 年度までに、学習到達度評価の充実等により、教員の授業改善の取組を強化するとともに、カリキュラムマップ (科目関連図) の改善を図る。

(3-10)

★学生の学習自己評価においてルーブリックを導入し、学習到達度評価をより充実させるとともに、自己評価機能から把握した内容に基づいた授業改善を実施し、更なる授業改善へとつなげる。

・科目到達票等を作成し、カリキュラムマップ (科目関連図) の改善を図る。

⑤ 教育や学校運営改善のための体制を明確化するなど、平成 31 年度の機関別認証評価の受審に向けた取組を着実に実施する。

(3-11)

(平成 29 年度計画なし)

³⁴ 「運営協力者会議」とは、東京都立産業技術高等専門学校の諸活動について、学校外から広く意見を聴取し、産業界をはじめとする社会のニーズに応じているか等を定期的に検証するとともに、学校運営に生かしていくための会議。

³⁵ 「リカレント教育」とは、社会人が職業上の新たな知識・技術を習得するために、また日常生活において教養や人間性を高めるために必要とする高度で専門的な教育を、生涯に渡り繰り返し学習すること

⑥ 教員研修について、新任研修、昇任者研修及び管理職研修の参加率 100%、個別課題研修の参加率 80% 以上を目指すとともに、教員研修体系の検証を行い、更なる教育の質の向上に向けた改善を行う。

(3-12)

・教員研修を着実に実施するとともに、教員の教育力向上に向け研修内容について検証を行う。

(3) 学生支援に関する取組

◇ 学生生活支援

① 全ての学生が安心して充実した学生生活を送ることができるよう、障がいのある学生に対する支援、課外活動への支援及び学生相談体制の強化を行うとともに、経済的支援の充実にに向けた取組を検討する。

(3-13)

・学生の多様な課外活動を支援するためのプロジェクトを実施する。
・専門的な援助を必要とする学生及び新規学生相談のニーズに引き続き対応する。
★経済的困窮学生が充実した学生生活を送ることができるよう、経済的支援を拡充・実施する。

◇ キャリア形成支援

② 進路支援体制を充実させるため、学生サポートセンターとの連携による進路支援を行うとともに、学生に自らの将来に対する目的意識を持たせるため、キャリアポートフォリオを活用して、体系的なキャリア支援を実施する。キャリア支援の取組内容については、平成 32 年度に検証を行い、改善を図る。

(3-14)

・体系化したキャリア支援を着実に実施するとともに、学生サポートセンターと連携して進路支援等を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

◇ 多様な学生の確保

① ものづくりに意欲的に取り組む多様な学生を受け入れるため、地元自治体と連携した特別推薦入試制度について、平成 34 年度までに募集人員を 4 人に増大するなど、入学者選抜の見直しを図る。

(3-15)

・特別推薦入試制度の拡充について検討を行う。

② 女子学生の志願者確保に向けた取組を推進する。

(3-16)

・女子学生の確保に向けて、女子中学生向け広報活動を充実させる。

◇ ターゲットを定めた戦略的な広報活動

③ 意欲ある志願者を確保するため、塾への広報等有効な活動への集中化を図るなど、戦略的な広報活動を実施する。

(3-17)

【新規】ブランド力向上へ向けて、中期的な広報戦略を策定する。

(表7) 東京都立産業技術高等専門学校 入試状況

本科ものづくり工学科

(人、倍)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
推薦による選抜	募集人員	64	64	64	64	64	64
	志願者数	207	212	206	149	156	159
	志願倍率	3.23	3.31	3.22	2.33	2.44	2.48
	入学者数	64	64	64	64	64	64
学力による選抜	募集人員	256	256	256	256	256	256
	志願者数	485	538	508	447	490	467
	志願倍率	1.89	2.10	1.98	1.75	1.91	1.82
	入学者数	272	253	251	270	255	268
合計	入学定員	320	320	320	320	320	320
	入学者数	336	317	315	334	319	332

専攻科創造工学専攻

(人、倍)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
推薦による選抜	募集人員	25	25	25	25	25	25
	志願者数	40	21	25	29	16	16
	志願倍率	1.60	0.84	1.00	1.16	0.64	0.64
	入学者数	27	20	25	25	16	15
(二次・二次) 学力による選抜	募集人員	4	11	7	7	16	17
	志願者数	40	38	32	32	35	69
	志願倍率	10.00	3.45	4.57	4.57	2.19	4.06
	入学者数	13	13	7	5	8	22
合計	入学定員	32	32	32	32	32	32
	入学者数	40	33	32	30	24	37

2 研究に関する目標を達成するための措置

◇ ものづくりスペシャリストの育成に資する研究の実施及び研究成果の地域への還元

- ① 「ものづくりスペシャリストの育成」に貢献する研究活動を活性化するため、各教員が外部資金の獲得や専門分野に関する教育研究の更なる向上に向けて積極的に取り組めるよう、特に若手教員への支援を充実させる。

また、特別研究期間制度を取得する教員が年間4人となることを目指す。

(3-18)

- ・研究活動の活性化を図るため、外部資金獲得に資する支援等を行う。
- ・特別研究期間制度の拡充により、専門分野に関する教育研究を向上させる。

- ② 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や地域貢献に資する研究を推進する。

(3-19)

- ・東京2020大会に資する研究の推進について、方針の検討を行う。

- ③ 首都大学東京及び産業技術大学院大学等との連携により、共同研究の一層の充実を図る。

(3-20)

- ・首都大学東京や産業技術大学院大学等との共同研究の充実化のための検討を行う。

3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

◇ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会支援に向けた取組の推進

① 地元自治体や小中学校との協働により、平成 31 年度までに障がい者等のスムーズな移動を支援するシステムを開発する。

(3-21)

- ・地域の中学生と協働して快適環境マップ³⁶の機能拡充を実施するなど、東京 2020 大会を見据えた取組を実施する。

◇ 都職員等の人材育成を支援

② 東京の産業を支えるものづくり人材の育成に貢献するため、小中学校向けの教育プログラム等を実施する。

また、リカレント教育の一貫として、平成 31 年度に都職員を対象とした情報セキュリティに関する講座を開始する。

(3-22)

- ・若年層からの情報セキュリティ技術者教育に貢献すべく、中学生向けの情報セキュリティ研修を実施する。
- ・出前授業や理科・技術サポーター制度³⁷を継続的に実施する。

【新規】情報セキュリティに関するリカレント教育の内容を検討する。(3-09 再掲)

(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

◇ 地域における産学公連携の推進

① 地域社会及び地元企業のニーズの発掘や、地元の金融機関との連携などを通して、地域における産学公連携活動を強化し、共同研究等の機会を拡充する。

(3-23)

- ・地域連携委員会や地元金融機関等との連携により、共同研究等の機会の拡充を検討する。

◇ 地域貢献等

② 地域のものづくり技術者にスキルアップのための学び直しを提供するため、地元自治体等と連携した技術者支援講座を実施する。

また、中小企業ニーズに対応するオープンカレッジ講座の技術者育成講座数を倍増させる。

(3-24)

- ・地元自治体等と連携し、技術者育成講座を実施する。
- ・中小企業のニーズに対応するため、オープンカレッジ³⁸講座の新たな技術者育成講座の試行を行う。

³⁶ 「快適環境マップ」とは、車椅子を使用する障がい者にとって必要な情報（段差やトイレの場所等）や安全な観光ルートなどをスマートフォンの地図上に表示し、スムーズな移動を支援するシステム。

³⁷ 「理科・技術サポーター制度」とは、小中学生向けの「ものづくり教育プログラム」を通じてものづくり人材育成の機運を醸成することを目的とした取組。本校のOBを中心とした理科・技術教育サポーターを小中学校へ派遣し、派遣先の教員とともに授業のサポートを行ったり、教員に対しものづくり教育の実施方法の指導や相談を行ったりしている。

³⁸ 「オープンカレッジ」とは、教育研究活動の成果を広く社会に還元するための公開講座。一般向けの生涯学習講座や小中学生向けの未来エンジニア講座、技術者向けの技術者育成講座などを開講している。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

◇ 国際的に活躍できる技術者の育成

- ① ものづくり産業のグローバル化に対応できる技術者を育成するため、専門科目について、英語による授業の推進を検討する。(再掲)

(3-25)

(平成 29 年度計画なし)

- ② 平成 33 年度の JABEE 受審を目指し、JABEE プログラムに対応したカリキュラムを実施する。(再掲)

(3-26)

★JABEE プログラムや企業アンケートを着実に実施する。さらに卒業生アンケートの内容の検討を進めることなどの取組を推進することで JABEE 受審へ向けて必要な準備を行う。(3-03 再掲)

- ③ 平成 28 年度までの海外体験プログラムを再構築し、平成 29 年度から新たな海外体験プログラムを実施する。海外体験プログラムの参加者は毎年度 70 人とする。(再掲)

(3-27)

【新規】国際的に活躍できるエンジニアの育成に向けて、新たに、より実践的な海外体験プログラムを実施する。(3-05 再掲)

IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

◇ 戦略的な法人経営

- ① 首都東京の公立大学法人として、理事長のリーダーシップの下、法人全体の企画立案、組織・人事、財務運営等を行うヘッドクォーター部門をより有効に機能させながら、戦略的な組織運営を行う。
監事への支援を十分に行うとともに、監査結果や意見等については、法人内で共有し、改善策を実施するなど、適正かつ効率的な法人運営を実現する。

(4-01)

- ★経営審議会において、当年度の重点的な取組やKPI³⁹の進捗状況、計画達成に向けた課題等を審議・報告し、経営トップ層の意向を迅速に施策展開に反映するなど、トップマネジメントの強化を図る。
・各学校や法人の適正かつ効率的な運営に資するよう、監事が行う監査に際し、各部署や所属との調整や事実確認などの必要十分な支援を行う。

◇ 各大学・高等専門学校の運営体制強化

- ② 各大学・高等専門学校において、学長・校長がリーダーシップを発揮するとともに、平成29年度に首都大学東京に教学IR推進室を設置する等エビデンスに基づく教学マネジメントに戦略的に取り組む。

(4-02)

- ・平成30年度計画や都予算要求・法人予算編成において、学長・校長のリーダーシップの下で事業を推進できるよう、各学校を積極的に支援する。
【新規】首都大学東京において、教学IR推進室を新設し、エビデンスに基づく教学マネジメントに取り組む体制を整備するとともに、各運営委員会等のニーズに応じたデータ分析等を行う。
★産業技術大学院大学において、自己点検・評価活動におけるPDCAサイクルを強化するため、自己点検・評価委員会の体制を見直す。(2-07、4-21再掲)
・東京都立産業技術高等専門学校において、マネジメントに必要なデータ収集を行い、学校運営への活用を推進していく。

◇ 教員人事制度の適切な運用・改善

- ③ 質の高い教育研究の実現に向けて、教員の意欲と能力を最大限に引き出し、組織力を一層高められるよう、引き続き現行人事制度を適切に運用するとともに、制度の成熟度や社会情勢の変化等を踏まえながら、必要な制度改正や運用改善を実施していく。

(4-03)

- ・現行人事制度の適切な運用、必要な制度改正及び運用改善を進め、教育研究組織の再編成に的確に対応するとともに、平成28年度より稼働した人事システムを安定的に運用する。

- ④ 有為な若手教員及び女性教員を確保及び育成する観点から、社会情勢の変化等を踏まえた教員人事制度の改正や運用改善に取り組む。

女性の教員比率を高める取組を推進し、首都大学東京においては女性教員比率を20%以上にまで高める。

(4-04)

- ・卓越研究員事業を適宜活用するとともに、特別研究期間制度、テニユアトラック制度及び特別栄誉教授等制度の適切な運用及び必要な制度改正等を行い、有為な若手教員の確保・育成を進める。(1-52)

³⁹ Key Performance Indicator の略。重要業績評価指標のこと。

再掲)

- ・ハラスメント防止研修の実施等、女性教員が働きやすい職場環境を整備するとともに、公募時に妊娠・出産・育児等の両立支援制度を掲示し、公募における女性教員の応募を推進するなど、有為な女性教員を確保・育成するための取組を行う。(1-30、4-29 再掲)

⑤ 各大学・高等専門学校が強みを更に伸ばすとともに、社会的動向を見据えた教育研究分野を充実させていくため、学長・校長の意向を踏まえた、適切な教員人事を実施していく。

(4-05)

★首都大学東京における学長の裁量による採用枠拡大を見据え、平成30年4月1日付採用の選考手続きを進める。(4-09 再掲)

- ・人事委員会において、より学長・校長の意向を踏まえられるよう、委員会審議の在り方の検討を行う。
- ・平成29年度の教員人事計画を策定し、優秀な人材の確保及び現員の適正な管理を行う。

◇ 職員人事制度の適切な運用・改善

⑥ 少数精鋭による事務執行体制を推進するため、法人運営を支えるプロ職員の育成や、研修の充実による管理監督職の着実な育成、適切な配置管理及び人事考課の取組等「公立大学法人首都大学東京 人材育成プログラム」に基づく人材育成を展開していく。

固有職員については、複数の職務分野を経験させた後、強みを発揮できる分野への配置を実施する等業務に係る高い専門性を有する職員を育成していく。

(4-06)

・平成29年3月改定の「公立大学法人首都大学東京 人材育成プログラム」に基づき、大学経営を支えるプロ職員を着実に育成する。

★改定「公立大学法人首都大学東京 人材育成プログラム」に基づき、管理監督職層の研修の充実を図るほか、研修の実施手法についても、法人グループウェアを活用したeラーニングによる情報セキュリティ研修など、より効果の高い方法により実施する。

- ・業務遂行上のノウハウの継承を可能とする仕組みとして、研修の実施内容、実施時期の検討を行い、より効果の高い研修制度を構築する。
- ・配置管理方針による適切な管理や人事考課の適正な運用による職員のモチベーション向上を図るとともに、職員が自らのキャリアの形成や、そのために必要となる知識・能力等を理解する機会を設け、職員がキャリア形成を主体的に考えるように意識付ける。
- ・既存の自己研修の充実を図るとともに、各研修の周知方法を工夫することで、各研修の受講を促進し、職員が意欲的に学ぶ意識を醸成する。

⑦ 専門職人材について、文部科学省の動向や他大学への調査等を踏まえた人事制度等の在り方を検討し、一層の活用を図る。

(4-07)

- ・国や他大学等の動向を注視するとともに、専門職に求められる役割、具体的な業務内容等について分析し、専門職人事制度の確立に向けた検討を行う。

⑧ 研修の効果的な実施等により、「公立大学法人首都大学東京 国際化に対応する職員育成方針」を着実に推進し、TOEICスコア600点以上を取得している職員の割合を25%以上に高める。

(4-08)

★海外研修プログラムへの派遣者数を拡大し、より多くの職員が、語学力の伸長だけでなく、異文化・多様性理解を深める機会をつくる。(1-57 再掲)

- ・自己研修（英語能力向上支援）の利用者拡大を図ることで、職員が自主的に国際化に関する学習に取

り組んでいく素地をつくる。(1-57再掲)

★TOEIC スコア 600 点以上を取得している職員の割合を 17%以上に高める。(1-57再掲)

2 教育研究組織の見直し等に関する目標を達成するための措置

◇ 首都大学東京の教育研究組織の見直し等

① 首都大学東京の設置理念を堅持しつつ、高度化・複雑化する社会的要請に的確に応えていくため、質の高い教育の提供と研究力の更なる強化を図ることを目的として、平成 30 年度に教育研究組織の再編成及び全学的機能の強化を実施する。

また、教育研究組織の再編成に合わせ、学長の裁量による教員採用枠の拡大など、教員の戦略的な採用を進める。

(4-09)

・平成 30 年度の教育研究組織再編成に向けた準備を確実に進めるとともに、教学 IR 推進室やアドミッション・センターの設置等全学的機能の強化を図る。

★首都大学東京における学長の裁量による採用枠拡大を見据え、平成 30 年 4 月 1 日付採用の選考手続きを進める。(4-05再掲)

・指名人事により採用手続きを進め、優秀な人材を的確に確保する。

◇ 産業技術大学院大学の教育研究組織の見直し等

② 産業技術大学院大学においては、設置理念に基づき強みを伸ばすとともに、起業や創業を担う人材の育成等社会的要請に応えた教育研究を実施していく。また、産業界の動向や社会人の学び直しに対する機運の高まり等大学を取り巻く環境の変化を踏まえ、新しい顧客の開拓に向けて、今後の在り方について抜本的な検討を行い、必要な見直しを実施していく。

(4-10)

★企業における新規事業開発や起業・創業を担う人材育成のための教育プログラムの開発・設計を行う。(2-01再掲)

【新規】産業界の動向等大学を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の在り方についての抜本的な検討を行う。

◇ 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究組織の見直し等

③ 東京都立産業技術高等専門学校においては、設置理念に基づき強みを伸ばすとともに、情報セキュリティ技術者や航空技術者の育成等社会的要請に応えた教育研究を実施していく。また、国の高等教育改革の動向を踏まえて、教育研究組織の適切な見直しを実施していく。

(4-11)

・産業界や社会の人材ニーズを踏まえた、職業教育プログラムを実施する。(3-01再掲)

◇ 各大学・高等専門学校の連携

④ 法人内に性質の異なる 3 つの教育研究機関がある特性を生かし、各大学・高等専門学校が連携して海外交流プログラム等を実施する。

また、更なる連携を促進するために、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について、法人全体で一体となって検討を進める。

(4-12)

【新規】2 大学 1 高専の連携について、これまでの取組を着実に実施するとともに、新たな連携の在り方について検討を進める。

★新たなグローバル・コミュニケーション・プログラムに 2 大学 1 高専が参加し、プログラムの目的を

達成する。

3 事務の効率化・合理化等に関する目標を達成するための措置

◇ 経営戦略に資する事務組織の編成

- ① 法人運営や教育・研究を支える事務組織は、日常業務を効率的かつ効果的に実施することに加え、国際化、入試改革、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会対応等法人を取り巻く社会的動向に即応できるよう、適切な機能強化や組織体制の構築を図る。

(4-13)

- ・各所属の就業形態や動向等について、把握・分析した上で、多様な就業形態のバランスを考慮しながら、限られた人的資源の中で職員定数の最適化に向けた見直しを継続して実施する。

◇ 業務執行の効率化

- ② 事務処理方法の見直し等により、業務の適正な執行と、一層の効率化を推進する。

(4-14)

【新規】 規則・規程の英語化による外国人教員等対応事務の効率化を検討・実施する。

【新規】 休暇申請や支払審査など、紙媒体を用いて手作業により処理されている庶務業務・会計業務等について、システム改修による業務効率化の実施及び更なる業務効率化に向けた検討を行う。

V 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

◇ 外部資金等自己収入の増加に向けた取組

① 法人運営の安定性と自律性を確保するため、自己収入の改善に向け、積極的な外部資金獲得に努める。

(4-15)

- ・首都大学東京において、入学志願者の増加を図るため、学部再編による制度変更の内容について、HP等で公表するとともに、大学説明会、ガイダンス及び高校訪問等の広報活動を積極的に行い、詳細を説明していく。
- ・首都大学東京における公開講座の開講率を向上し、自己収入を増加させるため、受講料の改定や謝金の漸減、学術成果発信型以外の特別講座（無料講座）の見直し・有料化を検討する。
- ★産学公連携センターにおいて、URA 室等と協業で外部資金獲得促進の為の施策を策定・実施・評価する。
- ★2大学1高専それぞれの研究支援毎の目標設定、進捗管理、成果報告の仕組みを作り、産学公連携センターが計数管理を行う組織体制整備を実施し、評価する。

(表8) 外部資金（決算ベース）

(件、千円)

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
共同研究	件数	139	122	134	131	133	142
	金額	220,104	201,360	192,411	184,849	190,571	196,388
受託研究	件数	27	20	23	38	38	31
	金額	28,050	21,434	36,465	51,624	53,966	37,915
提案公募	件数	63	70	66	53	57	65
	金額	579,569	443,471	268,665	442,427	433,501	580,649
特定研究 寄附金	件数	145	124	110	146	132	116
	金額	143,588	104,306	97,400	137,141	107,715	97,509
受託事業 (都連携)	件数	17	17	16	13	13	18
	金額	446,510	311,825	322,773	338,785	330,739	469,399
受託事業 (都連携以外)	件数	17	23	22	16	14	7
	金額	37,596	80,406	95,723	77,481	76,382	128,567
学術相談	件数	—	—	10	17	16	22
	金額	—	—	3,690	6,258	11,259	12,638
補助金 (科研費補助金以外)	件数	13	15	19	14	13	14
	金額	261,474	138,841	100,689	117,732	79,449	87,654
合計	件数	421	391	400	428	416	415
	金額	1,716,891	1,301,643	1,117,816	1,356,297	1,283,582	1,610,719

② 卒業生、同窓会等との連携強化による人的ネットワークを構築するとともに、法人内の推進・実施体制を整備し、税制上の優遇措置を活用した取組を進めることで寄附金獲得額の拡大を図るなど、自己収入の増加に努める。

(4-16)

- ★一般寄附金の増収を図るため、平成28年度税制改正への対応、広報の強化、申込受付・収納方法の多

様化等の取組を検討・実施するとともに同窓会等との連携強化に向け、検討・調整を行う。

◇ 授業料等の学生納付金の適切な確保

③ 授業料等の学生納付金について、法人財政の安定性及び自立性の向上の観点から、社会状況や他の国公立大学の水準等も見定めながら、都認可上限額の範囲内で適正な金額の設定に努める。

(4-17)

(平成 29 年度計画なし)

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

◇ 中長期的な視点による安定的な財政運営

① 限られた財政的資源を最大限に活用し、最高の成果を実現していくため、効果・効率性の観点から真に必要な事業を見極めるとともに、財務状況を的確に分析し、法人全体の収支構造を中長期的に見据えた財政運営を行う。

(4-18)

- ・教職員数の将来推計や国や都の給与改定の状況等も踏まえ、毎年度、人件費の後年度推計を適正に管理する仕組みを検討する。
- ・法人予算全体の執行状況及び過年度決算の分析を行うとともに、当年度における執行状況を踏まえた財政運営を行う。

② 安定的な財政運営を図りつつ、各大学・高等専門学校重点課題に的確に対応するため、スクラップアンドビルドを基本とし、後年度負担を含めた費用対効果を検証した上で、各事業を展開する。
また、既存の定型的業務の外部委託化を図るなど、経常的管理経費の着実な削減を促す取組を進める。

(4-19)

- ・経常的管理経費の見直しを積極的に促す予算編成上の仕組みを検討する。また、事業のスクラップアンドビルドや後年度負担を含めた費用対効果の検証など、これまで実施してきた経費削減の取組は継続して実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

◇ 保有資産の有効活用

① 学内保有資産をより有効に活用するため、学内施設等の有形資産については、利用可能時間や貸出しに係る手続を見直すとともに、各主体が行うイベントの開催場所として使用する。
また、知的財産等の無形資産については、多様な媒体を用いた情報発信を行うとともに、積極的な技術移転等を通じ、効果的かつ効率的に社会に還元する。

(4-20)

- 【新規】学内施設の利用例等を WEB サイトに掲載するとともに、ニーズ把握のためのヒアリングを実施する。
- ★知的財産の有効活用に資する新たな情報発信媒体や発信ツールを検討し、その実行計画を策定する。
- ★技術移転戦略に基づき、個別案件の技術移転施策を検討し、その実行計画を策定する。(1-37 再掲)

VI 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

◇ 自己点検・評価及び外部評価の実施

- ① 効率的かつ客観的な自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関、東京都地方独立行政法人評価委員会等による評価を受審し、それらの評価結果、提言等を踏まえ、法人経営の高度化及び教育研究の質の向上に継続的に取り組む。

(4-21)

- ・首都大学東京において、自己点検・評価活動において各組織から継続的に収集していたデータの項目の見直しを行うとともに、教学 IR を活用するデータの項目について自己点検・評価委員会で検討する。
- ・首都大学東京において、平成 28 年度に受審した認証評価の評価結果を教育研究の質的向上に結び付くよう精査し、改善に向けた計画を策定する。
- ★産業技術大学院大学において、自己点検・評価活動の PDCA サイクルの見直しを行うため、自己点検・評価委員会の役割を見直す。(2-07、4-02 再掲)
- ・分野別（創造技術専攻）認証評価を受審し、更なる教育の質向上を目指す。(2-08 再掲)
- ・平成 27 年度に受審した分野別（情報アーキテクチャ専攻）認証評価で指摘された事項について改善の必要性を精査し、必要に応じて改善策を実施する。(2-08 再掲)
- ・東京都立産業技術高等専門学校において、教育研究の質の保証と向上を図るため、自己点検・評価を実施し、運営協力者会議において本校の諸活動に対する外部評価を受ける。
- ・東京都立産業技術高等専門学校において、運営協力者会議による外部評価を実施し、その評価結果に基づいた取組を進めることで教育内容の改善を図る。
- ・東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果について、法人経営や教育の質の向上の取組により迅速に反映させる仕組を検討する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

◇ 法人運営情報等の戦略的な公開・発信

- ① 毎年度の経営目標、財務状況及び各種評価結果等法人の経営に関する重要な情報を一般都民等にも分かりやすく公開・発信し、公立大学法人としての社会に対する説明責任を果たす。

(4-22)

- ・法人経営に関する情報や、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果、認証評価機関の評価結果報告書、自己評価書などの法人の評価に関わる情報を、HP 等を活用して広く公表する。
- ★法人の教育・研究活動について、財務を通じてわかりやすく情報発信するため、2 期間比較を充実させた財務レポートを発行する。
- ・財務レポートの更なる改善に向け、2 大学 1 高専の特色を活かしつつ、各読み手に効果的となる掲載方法について、他大学の状況等を踏まえて検討する。

- ② 各大学・高等専門学校の強みや特長などのコンセプト、それらを伝えるべきターゲットなどを明確にした上で、具体的な媒体を検討し広報するなど、戦略的な情報発信を実施する。こうした戦略的な広報により、特色ある教育研究活動等の取組とその成果を広く国内外に発信し、認知度及びブランド力を向上させる。

(4-23)

- ★いつ誰に何をどのように発信するかなどを明確にした広報戦略を作成し、戦略に基づき効果的に広報を実施する。また、首都大学東京のコンセプトを端的に表した新たな大学のマークやカラーなどを作

成し、これらを活用したグッズを展開することにより、学生や教職員の大学への愛着を高めるとともに、学外の首都大ファンの増加を図るなど学内外双方でのブランドの定着を図る。

- ・産業技術大学院大学において、大学の教育成果を効果的に発信するロールモデル集を活用し、教職員による企業等へのアプローチやリエゾンによる大学等教育機関へのアプローチを積極的に推進する。

(2-11 再掲)

【新規】東京都立産業技術高等専門学校において、ホームページなどの広報媒体を通じて強みや特長を発信していく。また、様々な機会情報発信していく。

VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

◇ 施設・設備の計画的な更新・整備

- ① 学生及び教員が快適な環境で学修・研究に取り組めるよう、また、新たな教育研究ニーズにも対応できるよう、中長期的な計画に基づき施設・設備の更新・整備を行う。

(4-24)

・施設設備計画に基づき、施設・設備の老朽化を解消する更新工事を確実に進める。

【新規】新たな時代要請に応えるという首都大学東京の教育研究組織再編の目的を達成し、その成果を最大限に発揮するために、教員・学生に対してどのような教育研究環境を提供すべきか在り方の検討を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

◇ 安全管理及びリスク管理体制の整備

- ① 学生及び教職員に対する安全管理意識の啓発及び教育の実施に加えて、設備等の整備・充実により、安全衛生管理体制を一層向上させる。

(4-25)

・学生・教職員の安全管理意識の向上及び安全管理の徹底のため、各種講習会等の実施やパンフレット等による注意喚起を行うとともに、職場巡視や点検等による作業場の安全確認を行う。

★危険物等の法規制対象物質の適正な管理等の観点から、実験室等の使用ルールについての検討及び作成を行う。

- ② 防災教育及び防災訓練を充実させるとともに、警察・消防・医療機関等との連携を継続することで、自主防災組織の育成と充実による災害時等の初期対応力の向上を図る。

また、PDCA サイクル等による危機管理マニュアルの定期的な見直しを行う。

(4-26)

★例年の防災訓練に加え、避難・誘導、安否確認等の各種訓練の充実、災害時備蓄品の充実等を行う。

・教職員に対し、救命講習会を実施するとともに、自衛消防技術認定等の資格取得の促進を行う。

・防災訓練や実際の災害対策を通して、各種災害対応マニュアルの課題を整理し、必要に応じて改善を行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

◇ 温室効果ガスの着実な削減

- ① データの把握及び分析を通じて、継続的かつ組織的にエネルギー使用量を削減し、環境への配慮に努める。

首都大学東京南大沢キャンパスにおいては、特定温室効果ガスを基準排出量に対し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく第二期中期計画期間の5年平均で17%以上削減する。

(4-27)

・法令における努力目標及び削減義務を達成するため、エコキャンパス・グリーンキャンパス推進委員会を中心に、引き続き省エネルギー対策を推進する。

◇ ハラスメント等対策及び多様性受容の促進

- ② 様々なハラスメントを未然に防止し、発生した際の適切な対応を確保するため、教職員を対象とした研修の実施など、実効性のある取組を推進する。

(4-28)

- ・教職員向けのハラスメント防止研修の実施や、リーフレットの配布により、ハラスメント防止の意識啓発を行う。
- ・相談員アドバイザーを設置し、相談員の支援を行う。また、困難事案の際には弁護士の助言を踏まえ、迅速かつ適切に対応する。

- ③ 性別、障がいの有無、文化的相違などによる様々な差別を防ぎ、多様性の受容を促進するため、学生、教員及び職員を対象に人権意識を啓発する取組、ダイバーシティを推進する取組等を実施し、学生、教員及び職員にとって快適な学修・職場環境の実現を図る。

(4-29)

- ★障がい者差別解消の推進に関する教職員対応要領の説明を含んだ各種研修を実施し、人権意識啓発を図る。
- ・ハラスメント防止研修の実施等、女性教員が働きやすい職場環境を整備するとともに、公募時に妊娠・出産・育児等の両立支援制度を掲示し、公募における女性教員の応募を推進するなど、有為な女性教員を確保・育成するための取組を行う。(1-30、4-04 再掲)

◇ 研究倫理に関する取組

- ④ 教育研究活動における不正行為や研究費の不正使用の防止に向け、コンプライアンス研修受講率100%を目指すなど、教職員等への啓発を一層徹底する。

(4-30)

- ★研究活動における不正行為の事前防止に関する取組みとして、教職員及び大学院生に加え、1年次と4年次の学部学生全員へのeラーニング等の研究倫理教育を開始し、研究不正防止について一層の全学的な意識向上を図るとともに、受講促進のために、学部長等、部局事務組織への受講状況のフィードバックの頻度をあげていく。
- ・文科省が公表する不正発生事案を中心に研究費相談窓口連絡会や、2大学1高専の研究コンプライアンス連絡会での分析等を行い、必要に応じて、学部長系長等へ還元する。

◇ 情報セキュリティの強化

- ⑤ 情報セキュリティ及び個人情報保護教育の実施を徹底するとともに、実効性のある専門組織(CSIRT)を有効に機能させる等、明確化された対策及び体制によりインシデント対応の迅速化を図ることで、情報セキュリティを強化していく。

(4-31)

【新規】セキュリティ専門組織(CSIRT⁴⁰)の設置等に伴う情報セキュリティ対策基準及び同実施手順の改正を踏まえ、各CSIRTの活動を具体的に示すとともに、CSIRT要員への研修を行うことにより、インシデント発生時に迅速に対応できるよう体制を維持向上させる。

【新規】情報セキュリティの強化に向け、外部機関による支援体制を構築するとともに、外部機関と協同して業務を遂行する中でのOJTにより、職員の能力を向上させる。

- ★法人グループウェアを活用したeラーニングによる情報セキュリティ研修と標的型メール攻撃訓練を実施するとともに、効果的な研修を検討するなど、多層的に教職員のセキュリティ意識及びリテラシ

⁴⁰ Computer Security Incident Response Team の略。シーサート。事故発生時において、被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止のため、組織全体の統制をとりつつ、現場への技術的な支援等により、迅速かつ的確に対処する。

一向上を目指す。

【新規】 検疫システムの稼働開始による効果を測り、今後の課題を明確にするとともに、今後の技術的セキュリティ強化策の要件を検討する。

VIII 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙

IX 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

40 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、教育研究の質の向上、学生生活の充実及び組織運営の改善に充てる。

XI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
南大沢キャンパス昇降機更新等	総額 3,251 百万円	施設費補助金
日野キャンパス舗装その他改修		
荒川キャンパス昇降機更新等		
高専品川外壁・防水改修等		
高専荒川給排水衛生設備更新等		

金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究の質の向上、学生生活の充実及び組織運営の改善に充てる。

(別紙) 予算 (人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算

平成 29 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	17,721
施設費補助金	3,251
自己収入	5,920
授業料及入学金検定料収入	5,616
その他収入	304
外部資金	1,761
効率化推進積立金取崩	583
計	29,235
支出	
業務費	24,224
教育研究経費	17,908
管理費	6,317
施設整備費	3,251
外部資金研究費等	1,761
計	29,235

[人件費の見積り]

期間中総額 13,323 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

2 収支計画

平成 29 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	25,008
經常費用	25,008
業務費	20,279
教育研究経費	4,453
受託研究経費	1,761
役員人件費	151
教員人件費	10,499
職員人件費	3,415
一般管理費	2,848
財務費用	24
減価償却費	1,857
収益の部	25,008
經常収益	25,008
運営費交付金収益	15,710
授業料収益	4,792
入学金収益	613
検定料収益	211
受託研究等収益	1,761
効率化推進積立金	583
その他収益	304
資産見返運営費交付金等戻入	965
資産見返物品受贈額戻入	69
純利益	0
総利益	0

注) 効率化推進積立金 583 百万円は、取り崩し相当額である。

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

3 資金計画

平成 29 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	29,235
業務活動による支出	23,048
投資活動による支出	5,515
財務活動による支出	673
翌年度への繰越金	0
資金収入	29,235
業務活動による収入	25,320
運営費交付金による収入	17,721
授業料及び入学金検定料による収入	5,616
受託研究等収入	1,761
その他の収入	222
投資活動による収入	3,251
施設費補助金による収入	3,251
財務活動による収入	82
前年度よりの繰越金	583

注) 前年度よりの繰越金 583 百万円は、効率化推進積立金取り崩し相当額である。

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある

(別表) 法人の組織

1 教育研究組織 (平成29年4月現在)

(1) 首都大学東京

学部
都市教養学部 都市環境学部 システムデザイン学部 健康福祉学部
大学院
人文科学研究科 社会科学研究科 理工学研究科 都市環境科学研究科 システムデザイン研究科 人間健康科学研究科
大学教育センター
国際センター
オープンユニバーシティ
学術情報基盤センター
総合研究推進機構

(平成30年度再編後の学部及び研究科 (予定))

学部
人文社会学部 法学部 経済経営学部 理学部 都市環境学部 システムデザイン学部 健康福祉学部
大学院
人文科学研究科 法学政治学研究科 経営学研究科 理工学研究科 都市環境科学研究科 システムデザイン研究科 人間健康科学研究科
大学教育センター
国際センター
オープンユニバーシティ
学術情報基盤センター
総合研究推進機構

(2) 産業技術大学院大学 (平成 18 年 4 月開学)

大学院
産業技術研究科
オープンインスティテュート
附属図書館

(3) 東京都立産業技術高等専門学校 (平成 20 年 4 月移管)

学科
ものづくり工学科
専攻科
創造工学専攻
附属図書館

2 事務組織（平成29年4月現在）

経営企画室
企画財務課
総務部
総務課 人事課 会計管理課 施設課
産学公連携センター
学生サポートセンター
学生課 ボランティアセンター事務室 健康支援センター キャリア支援課
首都大学東京管理部
学長室 企画広報課 URA室 教務課 入試課 国際課 オープンユニバーシティ事務室 学術情報基盤センター事務室 文系管理課 文系学務課 理系管理課 理系学務課
日野キャンパス管理部
管理課 学務課
荒川キャンパス管理部
管理課 学務課
産業技術大学院大学管理部
管理課
東京都立産業技術高等専門学校管理部
高専品川キャンパス管理課 高専荒川キャンパス管理課